



Yakushima Town Guide Book

2024

屋久島町 暮らしの便利帳



屋久島町役場

〒891-4207
鹿児島県熊毛郡
屋久島町小瀬田849番地20

☎ 0997-43-5900
☎ 0997-43-5905



屋久島町
HP



屋久島町
公式
Facebook



屋久島町
公式
Instagram



屋久島町
公式
LINE



屋久島町



株式会社 サイネックス

	防災	6
	屋久島町 ガイド	10
	戸籍・住民票・ 各種カードなど	27
	税金	32
	国民年金	35
	国民健康保険・ 後期高齢者医療	36
	保健・健康	38
	福祉	40
	介護保険	44
	生活環境	46
	子育て支援	51
	教育	56
	産業振興	58
	議会・選挙	60
	管内 公共施設	61
	生活ガイド	63

焼酎《三岳》のふるさと

世界自然遺産 屋久島

名水
名酒を生む。



※お酒は20歳になってから。

三岳酒造株式会社

熊毛郡屋久島町安房 2625-19
TEL.0997-46-2026
FAX.0997-46-2197

ごあいさつ

屋久島町長
荒木 耕治



町民の皆様には、常日頃より町政運営にご支援とご協力を賜り厚く感謝を申し上げます。

屋久島町は、1993年12月に白神山地と共に日本初の世界自然遺産に登録され、令和5年で「30周年」という大きな節目を迎えました。

この30年間に振り返り、「屋久島憲章」に掲げられた「自然と人間が共生する豊かな地域社会づくり」の実現に取り組むことを改めて決意したところであります。

また、令和6年度から新たに、恵まれたグリーン資源を活用し、脱炭素社会モデルとなる地域づくりへの取り組みが本格始動いたします。

町民の皆様が、自らの暮らしに誇りを持ち、住んでよかったと思える町づくりに一層取り組んでまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

さて、令和元年9月に「屋久島町暮らしの便利帳」を各世帯へ配布いたしましたが、今回、行政情報をはじめ、防災情報、医療・地域の情報等の総合的な見直しを行い、新たな「屋久島町暮らしの便利帳」を配布することとしましたので、皆様の日常においてご活用いただければ幸いです。

今回の改訂発行に要する経費につきましては、官民協働事業により本誌に掲載する広告料で賄っております。

広告掲載により多大なご協力を賜りました企業、各種団体及び事業者の皆様をはじめ、共同発行者の株式会社サイネックスにこの場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

令和6年6月

町木



屋久島の標高500m以上に自生し、特に推定樹齢千年以上の杉をヤクスギと呼びます。樹脂を多く含み朽ち難く、その美しい木目から世界の銘木として珍重されています。

町花



5月から6月にかけて淡いピンク色の美しい花を咲かせ、屋久島の山々を鮮やかにおおいます。高さ2~3mで、葉の裏側は綿毛におおわれ、花びらは5枚あります。

町の鳥



コマドリの亜種で、スズメ目ツグミ科に属し、背から尾が暗赤褐色、胸が赤褐色でふちに黒帯があり、腹部が白の鳥です。鳴き声がヒンカラカラと馬の鳴き声に似ているということからコマ(駒)ドリと名が付いたと言われています。

屋久島町

暮らしの便利帳

Yakushima Town Index

広告

豊新調 表替え 裏返し

野崎タタミ店

一級技能士 代表 井手 信博

屋久島町安房128-4
☎46-3748

山林の整備及び管理
山のことは森林組合へ
ご相談下さい

JForest 屋久島森林組合

〒891-4205
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 277-29
TEL0997-49-1010 FAX0997-49-1023

- 1 ごあいさつ
- 2 INDEX
- 4 屋久島町のプロフィール
- 5 屋久島町の広報メディア



防災

6



屋久島町ガイド

10

- 10 屋久島町の学び
- 12 屋久島町の自然
- 14 屋久島町の遊び
- 16 屋久島町の癒やし
- 17 屋久島町のイベント
- 18 屋久島町の特産品
- 22 庁舎のご案内 部署案内
- 24 本庁舎のご案内 館内案内
- 25 航空便・船便



戸籍・住民票・
各種カードなど

27

- 27 戸籍に関する届出
- 27 戸籍の時間外取扱いについて
- 28 火葬について
- 28 弔慰金
- 28 住民登録に関する届出・証明
- 29 特例転入・転出に関する届出
- 29 マイナンバーカード
- 29 電子証明書
- 30 印鑑登録に関する届出・証明
- 30 旅券(パスポート)
- 31 離島割引カード
- 31 自動車臨時運行許可

- 31 自動車の
ナンバープレートの封印
- 31 各種証明の発行



税金

32

- 32 町税の主なもの
- 33 原動機付自転車(原付バイク)
及び小型特殊自動車
- 34 各種税証明書の交付
- 34 各種台帳の閲覧及び
地籍図の交付
- 34 税の申告



国民年金

35

- 35 国民年金



国民健康保険・
後期高齢者医療

36

- 36 国民健康保険の加入と届出
- 37 国民健康保険税
- 37 後期高齢者医療



保健・健康

38

- 38 各種検診
- 39 健康づくり



福祉

40

- 40 高齢者福祉
- 40 障がい者福祉
- 43 地域福祉
- 43 生活保護
- 43 地域包括支援センター

広告



有限会社 ケーエムオート

国土交通大臣認定・九州運輸局長指定

民間車検工場

お車に関するご相談であれば全て承ります。
お気軽にご連絡下さい。

新車中古車販売

車検整備

車両リース

タイヤ販売

钣金塗装

損害保険ジャパン㈱代理店・こくみん共済(全労済)・自治労共済指定工場・ジョイカル屋久島店



☎0997-42-1268 FAX0997-42-1392

鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川 574 番地 14

代表取締役 松本 和則

■営業時間：8:40～17:20

■定休日：日曜・祝日・GW・盆休み・正月



 介護保険 **44**

44 介護保険

 生活環境 **46**

- 46 ごみ
- 47 電気
- 48 水道
- 48 排水処理
- 48 犬の登録と狂犬病予防注射
- 49 町営住宅
- 49 町営船
- 50 指定金融機関

 子育て支援 **51**

- 51 母子保健サービス
- 53 各種予防接種
- 54 保育所(園)
- 54 こども誰でも通園制度(仮称)について
- 54 保育料について
- 54 幼児教育・保育の無償化について
- 55 幼稚園等
- 55 放課後児童クラブ

 教育 **56**

- 56 小学校・中学校
- 56 遠距離通学補助等
- 56 奨学金制度
- 57 社会教育・社会体育事業
- 57 体育施設等

 産業振興 **58**

- 58 観光関係
- 58 農業委員会
- 58 産業振興課について
- 58 認定農業者支援補助
- 58 農林漁業後継者修学研修資金貸付制度
- 58 農林漁業後継者育成資金貸付制度
- 58 島内産材需要拡大対策事業補助金
- 58 林業担い手確保・育成補助
- 58 商工業安定資金貸付制度
- 58 特産品等販路拡大補助
- 59 雇用保険失業認定と求職申込(取次)

 議会・選挙 **60**

- 60 議会
- 60 選挙

 管内公共施設 **61**

- 61 主要公共施設一覧

 生活ガイド **63**

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- 63 葬儀について
- 64 屋久島町商工会
- 64 屋久島観光協会
- 65 医療機関リスト

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

広告

墓石・記念碑・石材工芸
浜田石材店



屋久島町楠川 62

携帯 090-7381-1346
080-8105-6120

hamadasekizai717@gmail.com

株式会社 稲穂工房

環境・森林資源・天然素材・暮らし・空間

株式会社
稲穂工房一級建築士事務所

屋久島地杉生産者 LLP

一般社団法人
屋久島地域資源活用センター

屋久島大屋根の会

株式会社 稲留生コン

〒891-4206

鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川1471-5・2F
TEL.0997-42-1300 TEL.0997-42-0138
FAX.0997-42-1846

広告

環境に優しい近自然工法をめざして 屋久島と共に屋久島のために...



有限会社 岩川興業

従業員募集

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 2452-57

TEL: 0997-42-2228 FAX: 0997-42-0826

E-mail: iwakawakougyo@comet.ocn.ne.jp

一般土木・法面工
橋梁構造物補修工
交通安全施設工
足場仮設工・塗装工

鹿児島県知事許可(般-2)第8494号

代表取締役 岩川 和則

施工管理一式(現場のことならお任せ下さい)



概要

屋久島町は、平成19年10月1日に鹿児島県の上屋久町と屋久町が合併して誕生した町です。

屋久島とその西北西約12kmにある口永良部島の2島から構成されています。総面積は540.48km²で、内93%を占める屋久島は周囲132kmの円形の島で九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)を筆頭に、標高1,000m以上の山が45座以上あり、多くを山岳部分で占められていることから、洋上アルプスと呼ばれています。

プロフィール

屋久島町の



町章

平成19年10月1日制定

屋久島の「Y」をモチーフにし、緑の大地・宮之浦岳を緑で表現、これを含み込んだ紺が太平洋を表現し、海に浮かぶ屋久島をイメージしている。豊かな自然に包まれた人々が、悠久の自然や歴史、文化を大切に融合し、未来へと飛躍する様を象徴している。

人口・世帯数

令和2年国勢調査より

人口 11,858人

世帯数 5,847世帯



位置

鹿児島市の南方 約135km

県本土の南方 約60km

面積

540.48 km²



広告

ひまわりのお家

- ・指定訪問介護事業所
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所
- ・介護付有料老人ホーム
- ・指定居宅介護支援事業所
- ・指定障害福祉サービス事業所
(居宅介護・重度訪問介護)

有限会社 岡村 代表取締役 岡村 栄一
〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 2384-10
TEL.0997-42-2855 FAX.0997-42-2856

ISO9001:14001:45001 認証取得

南振建設株式会社

代表取締役 岡村 栄一

鹿児島県熊毛郡屋久島町志戸子 18 番地

TEL 0997-42-0589
FAX 0997-42-2557

町報やくしま
(月一回発行)



屋久島町
公式LINE

おともだち登録は
コチラから...↓



屋久島町
公式ウェブサイト



屋久島町の

広報メディア

屋久島町
公式Instagram



屋久島町
公式Facebook



広告



神野建設有限会社
代表取締役社長 神野 孝道
当社にお任せ下さい
熊毛郡屋久島町安房 540-164
TEL.0997-46-2162 FAX.0997-46-3630

土木工事

土木一式総合建設業
県知事許可(般-4)第1497号

有限会社 羽生建設
代表取締役 羽生 茂
屋久島町宮之浦2450-30
TEL 0997-42-0150
FAX 0997-42-0188

広告

KV 有限会社 啓南建設
一級土木施工管理技士 / 二級建築施工管理技士
代表取締役 柴 源太

- 土木一式工事
- 建築・リフォーム工事
- 型枠工事
- 解体工事

屋久島町宮之浦 2395-75
Tel.0997-42-2801
KEINAN

有限会社 神田土木
代表取締役 神田 盛登

〒891-4205
《本社》屋久島町宮之浦 2485-110
TEL.0997-42-0273

株式会社 小池建設
代表取締役 小池 隼人

屋久島町宮之浦2437番地30
TEL.0997-42-0162 FAX.0997-42-1121

総合建設業 鹿児島県知事(特-4)第5284号

- ・ 土木工事
- ・ 構造物、家屋解体工事
- ・ 造成工事

産業廃棄物処理業 許可番号04628190176号

- ・ がれき、木くず類処理
- ・ 再生材、破碎木チップ販売
- ・ 産業廃棄物収集運搬業

防災

防災対策

本町は台風の常襲地帯であり、雨も多い地域です。

地震や台風などによる災害が予想されるときや発生したときは、役場内に「災害対策本部」を設置し、被害を最小限度にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などに当たります。



しかしながら、災害の規模によっては個々の要望に対応することが難しくなりますので、地域で協力し合い、防災活動や救助活動を行うようお願いします。

また、災害はいつ起こるかわかりません。非常時に備え、普段から防災用品の準備・点検を行い、災害が起きたときの対応などについて各家庭で確認するなどの心構えが必要です。



災害時の情報

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、的確な情報を速やかに町民の皆さんに伝達する緊急の通信手段として、町内に防災行政無線を整備しています。

また状況に応じて、町ホームページや緊急速報メール、メディア（テレビ・ラジオ等）を通じた情報発信をあわせて実施します。

災害時は、緊急情報をよく聞き、正確な情報を把握して落ち着いた行動をとるようにしてください。



広 告

新築・リフォーム等建築工事一式

設計・見積・建築に関わるご相談
お気軽にご連絡ください



ietatehonpo Co.,Ltd.

家 建 本 舗

Building solution for Yakushima Island

鹿児島県知事許可(般-1 般-3)第16674号

さめしま設計

Architecture office

鹿児島県知事登録 2-2-32号

代表取締役 さめしま やすひろ 鮫嶋 保大

二級建築士 第8313号/既存住宅状況調査技術者

屋久島町安房 2725

TEL.090-2512-7015

避難情報と防災気象情報

① 警戒レベル一覧

災害が発生又は発生するおそれがある場合、次の避難情報を発令し避難のタイミングをお伝えします。
災害時に備えて、各段階でとるべき行動をチェックしましょう。



避難情報等			防災気象情報
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	
警戒レベル 5	浸水の恐れがなく、崖から離れた自宅の部屋などで安全を確保しましょう。	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル 4 までに必ず避難			
警戒レベル 4	危険な場所から 全員避難しましょう。	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報
警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者や障害のある方は、危険な場所から避難しましょう。※	高齢者等避難	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップなどにより自らの避難行動を確認しましょう。	—	大雨・洪水・高潮 注意報
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	—	早期注意情報

(注) 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたりしたら自主的に避難するタイミングです。

災害用伝言ダイヤル ※災害時にご利用になれます。

大規模な災害が発生し、安否確認などの電話によって電話回線が混雑し、電話が繋がりにくい状況でも、伝言の録音・再生により、被災地内の家族や親戚・知人などと連絡を可能にする「声の伝言板」です。

災害用伝言ダイヤル

1 7 1



広 告

有限会社 日ノ出工業
代表取締役 神田 浩介
屋久島町宮之浦 2467-77
〈事務所〉
TEL・FAX 0997-42-1619

(有)松元工業社
代表取締役 松元 学
●一般土木工事
●造成工事
●建築物解体
●産業廃棄物収集運搬
〒891-4311 屋久島町安房 2353-117
TEL:0997-46-2366
FAX:0997-46-2543
E-mail:manabu-m@siren.ocn.ne.jp
当社にお任せ下さい!
ISO9001/ISO14001
認証取得

益
(有)鹿根益建設
県知事許可(般-3)第010822号
代表取締役 鹿島益男
■土木工事■
〒891-4203 屋久島町一瀬 776
TEL.0997-44-2472

災害に備えて日頃から準備をしておきましょう

- ▶ テレビやラジオ・インターネットなどで気象情報を確認しましょう
- ▶ 非常持出品を準備しましょう
- ▶ お年寄り等への心配りを忘れずに
- ▶ 危険を感じたらすぐ避難しましょう
- ▶ 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの用意
- ▶ 3日間程度の飲料水や食糧の確保
- ▶ 避難場所、経路を再確認しましょう



！ 持ち出し品リスト

いざという時のために下記リストを参考に準備しましょう。また、備蓄品の飲食物は保存期間に注意しましょう。

非常時の持出品（すぐに持ち出せるように、リュックなどにまとめておきましょう。）

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|---------------|--------|-------------|-------|-----------|-----|------|
| 貴重品 | 現金 | キャッシュカード | 預金通帳 | 印鑑 | 免許証 | 健康保険証 | マイナンバーカード | | |
| 非常食 | 飲料水（ペットボトル） | 栄養補助食品 | 菓子類 | | | | | | |
| 応急医薬品 | お薬手帳 | 持病薬 | 常備薬（風邪薬・傷薬など） | ばんそうこう | 消毒液 | マスク | 除菌シート | 体温計 | |
| 生活用品 | 衣類 | 防寒着 | 雨具 | タオル | ティッシュ（ウェット） | 運動靴 | 軍手 | | |
| | 帽子又は防災ずきん | ライター | ビニール袋 | 生理用品 | ラップフィルム | | | | |
| その他 | 携帯ラジオ | 携帯電話 | 充電器 | 懐中電灯 | ホイッスル | 電池 | 筆記用具 | メガネ | 思い出品 |



備蓄品（1週間分の備蓄を心がけましょう。）

- | | | | | | | |
|--------|----------------|-----------|--------|---------------|-----|-------|
| 食料・飲料水 | 飲料水（1人1日3リットル） | 缶詰 | 栄養補助食品 | インスタント・レトルト食品 | | |
| 燃料など | 卓上コンロ | ガスボンベ | 固形燃料 | | | |
| 生活用品 | 毛布 | 寝袋 | 洗面用具 | 鍋 | やかん | |
| | バケツ | トイレットペーパー | 携帯トイレ | 使い捨てカイロ | | |
| その他 | ビニールシート | 新聞紙 | ろうそく | ガムテープ | ロープ | ポリタンク |



赤ちゃんや介護を必要とする方などがある場合は、次のようなものがが必要です。

- | | | | | | | |
|----------------|----------------|---------------|---------|--------|---------------------|---------|
| 赤ちゃんがいる場合 | ミルク、ほ乳びん | 乳幼児用の薬 | 離乳食、食器 | 母子健康手帳 | お尻拭き | 消毒液 |
| | 帽子・防寒着 | 紙おむつ | パスタオル | おんぶひも | ガーゼ・ハンカチ | 衣類（着替え） |
| 介護を必要とする方がある場合 | おかゆなどの食料品（介護食） | 障害者手帳、介護保険証など | 紙おむつ | 介護用品 | | |
| | 帽子・防寒着 | お尻拭き | 衣類（着替え） | 常備薬 | ※介護の状態などに応じて備えてください | |

その他（上記に記載がない項目で、ご自身に必要な物は記入して準備しておきましょう）

- | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |

広告

LPガス
人と地球にスマイルを

(有)宮之浦石油

(本社) 宮之浦13
TEL 42-0073
FAX 42-0525
(ガス事業部) 宮之浦28
TEL 42-0808
FAX 42-3636

LPガス配送
ガス器具・ガス工事全般

(株)コスモ商事

宮之浦241番地
TEL 42-0930
FAX 42-0575

音楽教室 **PEO**

【宮之浦教室】
【安房教室】【原教室】
TEL 0997-42-2083

屋久島町宮之浦2400-8
小学校前

生徒
募集中!!
日高 昭代



避難所情報

指定避難所一覧表

※避難先は小中学校・公民館などではありません。
安全な親戚・知人宅に避難すること考えてみましょう。



地区名	施設名	所在地	電話番号	収容人数(人)
口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島656番地1	49-2255	94
	口永良部島湯向公民館	口永良部島1739番地8	—	53
	金岳小学校	口永良部島656番地	49-2141	490
	番屋ヶ峰避難所	口永良部島207番地4	—	168
	永田小学校	永田2947番地	45-2271	1,145
永田	永田果樹会館	永田2564番地8	—	53
	ふるさと創生会館	永田2872番地	—	68
吉田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292番地2	44-2633	250
	吉田生活館	吉田74番地	44-2834	122
	一湊公民館	一湊348番地1	44-2034	203
一湊	一湊小学校	一湊488番地1	44-2130	1,054
	一湊白川地区避難所	一湊2418番地78	44-2124	49
	志戸子公民館	志戸子72番地1	42-0024	169
宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177番地4	42-0071	250
	宮之浦児童館	宮之浦1260番地22	—	120
	宮之浦小学校	宮之浦2437番地1	42-0017	1,645
	宮之浦体育館	宮之浦2482番地5	42-2089	671
楠川	楠川公民館	楠川191番地	42-1357	169
	楠川生活館	楠川1480番地1	43-5210	88
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13番地11	43-5247	200
	小瀬田小学校	小瀬田1436番地88	43-5050	953
長峰	長峰生活館	小瀬田776番地7	43-5165	98
栗生	栗生小学校	栗生2270番地1	48-2010	884
	栗生生活館	栗生1735番地	48-2807	150

地区名	施設名	所在地	電話番号	収容人数(人)
中間	中間公民館	中間703番地	—	86
	湯泊生活館	湯泊8番地	48-2806	100
平内	平内生活館	平内460番地20	47-2953	140
	八幡小学校	平内444番地1	47-2202	1,091
小島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17番地11	47-1180	97
	岳南中学校	小島63番地23	47-2200	1,569
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284番地	47-2134	215
原	原公民館	原367番地1	47-3836	100
	神山小学校	原3番地1	47-2201	1,118
麦生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719番地1	47-2903	127
高平	高平公民館	麦生318番地134	—	81
平野	平野公民館	安房2617番地205	46-3850	101
春牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384番地5	46-2938	154
	安房中学校	安房2371番地67	46-3262	1,437
安房	総合センター	安房187番地1	—	801
	安房体育館	安房304番地1	—	1,078
	安房小学校	安房1264番地7	46-3162	1,746
	安房地区公民館	安房152番地2	46-2513	367
松峯	松峯生活館	安房1430番地20	46-3854	125
船行	船行公民館	船行9番地2	—	87
永久保	永久保生活館	船行1045番地103	46-3813	66

福祉避難所一覧表

地区名	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
宮之浦	屋久島町福祉センター縄文の苑	宮之浦2467番地19	42-2711	42-2361
尾之間	屋久島町総合福祉センターこまどり館	尾之間459番地1	47-3232	47-3233



福祉避難所とは

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する二次避難所となります。福祉避難所は、平常時には入所・通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置などの確認を行った上で、施設の空きスペースなどを利用して開設する必要があります。災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定しています。災害発生当初から開設することは原則としてありません。災害時に、自宅の焼失、倒壊などにより生活の場を失った場合は、まずは、最寄りの小中学校などの一般の指定避難所に避難してください。

福祉避難所の対象者

一般の避難所での生活が困難な要配慮者の方及びその家族など(要配慮者を介助するものとして原則1人まで)

広告

消防用設備設計・施工・点検
株式会社
とよ消防防災
代表取締役 日高 豊秀

消防用設備のことなら
当社にお任せ下さい！

TEL/FAX 0997-46-3141
屋久島町安房 1225-28 E-mail: toyoden@po5.synapse.ne.jp

有限会社 笹原工務店
代表取締役 笹原 利行

建築業一式・新築・増改築工事一式
マンションリフォーム工事一式
建物解体工事・ソーラーシステム一式
土木工事一式・外壁タイル等洗浄カビ取り

当社にお任せください

【事務所】TEL.0997-46-3030 安房 1718-28
FAX.0997-46-4055
【自宅】TEL.0997-46-3758 安房 1718-28
【携帯番号】090-8760-9601
【E-mail】sasaharakoumuten@etude.ocn.ne.jp

プロパンガス/ガス器具一式/石油給湯器
ガス・給排水設備工事/浄化槽工事一式

屋久島ガス株式会社

屋久島町安房2379-55
TEL 46-2811 FAX 46-3604
(夜間連絡) 46-2811

01 屋久島町の

学 び



2 屋久島 環境文化村センター

屋久島をまるごと知る・学べる施設（ビジターセンター）。大型映像とパネル模型などを駆使した常設展示により、屋久島の自然・文化・生活を分かりやすく紹介しています。



1 屋久島 世界遺産センター

世界遺産と屋久島の自然の奥の深さを五感を使って学べるビジターセンターです。

1 屋久杉自然館

屋久杉や屋久島林業の歴史、森と人のかかわりを語る総合博物館です。縄文杉の折損枝「いのちの枝」や、江戸時代から近代林業に使われてきた道具などの展示、1960年代の映像などを観覧することができ、キーホルダー作りなどのクラフト体験も提供しています。



1 屋久島環境 文化研修センター

屋久島をフィールドとして自然の大切さや自然と人のかかわりを学ぶ環境学習の研修施設。セミナーや野外観察会など多彩な環境学習プログラムを提供しています。



3 歴史民俗資料館

旧石器時代の石器から近代の民具まで様々な遺物を展示しており、屋久島の民俗・歴史を学べます。

時 9:00～17:00

休 月曜日・年末年始（12/29～1/4）

料 大人100円・小人50円（町民無料）

所 屋久島町宮之浦1593番地



広 告



ライフセンターヤクデン

食料品・日用雑貨 TEL0997(42)1501
建材等店舗販売 TEL0997(42)2387



エディオン TEL0997(42)2881

新築・増改築 屋根工事・サッシ



土木建築総合建設業
TEL0997(42)0433



ヤクデン商事株式会社

〒891-4205 熊本県屋久島町宮之浦 1009 番地
TEL0997(42)0216

環境文化MAP



4 エラブオオコウモリ

国指定天然記念物。口永良部島と十島村にのみ生息しています。翼を広げると100cmを超す個体もあります。

6 屋久島横峯遺跡

約3500年前の縄文遺跡です。発掘調査の結果、たくさんの縄文土器と石器が出土しました。また、竪穴式住居跡が密集して検出されています。写真は遺構をもとに復元した竪穴式住居です。



7 如竹神社(泊如竹の墓)

県指定文化財。屋久島聖人と称えられたという泊如竹の墓です。晩年、如竹は安房の村を災いから守るとして、この地に葬られることを望んだといわれています。

5 平内民具倉庫

廃校になった中学校の講堂跡を利用し、南部地域で収集した民具を展示しています。どの民具も手に取って観察できます。

開 毎月第2日曜日とその前日の土曜日
料 無料



広 告

— 救いの宮 —
益救神社

「延喜式神名帳」に登載されており古い時代から宮社として優遇され屋久島・種子島の両島民の鎮守の宮として崇敬を極めた格式高い神社。「救いの宮」とも呼ばれる。宮之浦岳山頂に益救神社の奥社がある。



〒891-4205 熊本郡屋久島町宮之浦 277

TEL.0997-42-0907

FAX.0997-47-1009

02 屋久島町の

自然

縄文杉

標高1300m、樹高25.3m、胸高周囲16.4m、推定樹齢2000年代～7200年。

確認されている中で最大級の屋久杉。名前の由来は縄文時代から生きているという説と幹の造形が縄文土器に似ているからという説があります。



途中で見られる
ウイルソン様



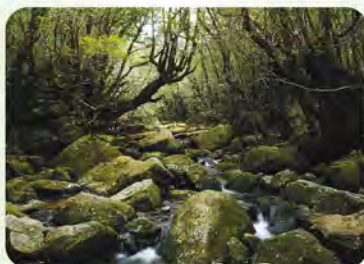
千尋の滝

落差約60mを誇り、滝の左手にある花崗岩の一枚岩が「千人が手を結んだ程に大きい」ことから千尋の滝と名づけられました。



白谷雲水峡

白谷雲水峡は、宮之浦から約12km、標高約600～1050mに広がる自然休養林です。ヤクスギと照葉樹の混生した森や、映画「もののけ姫」のモチーフにもなったコケ類の繁茂する森が幽玄な世界に引き込んでくれます。太鼓岩からの眺望も絶景！



西部林道

屋久島の西部にあり、東シナ海に面した無人地帯に広がる原生林の中を通る林道です。車で走ることが出来る唯一の世界自然遺産地域です。屋久島が世界自然遺産となる根拠の一つである日本最大の照葉樹林の垂直分布が一望できます。また、高い確率でヤクシマザルやヤクシカにも出会えるスポットです。



ヤクスギランド

ヤクスギランドは、安房から約15km、標高約1000～1300mに広がる自然休養林です。その名のとおり、原生的なヤクスギ林を鑑賞できる島内随一の森で、木道・石張歩道の整備された30分・50分コース、トレッキングを楽しめる80分・150分コースがあり、体力に応じてコースを選べます。



広告

土木一般・鉄工業
有限会社 柴工業
代表取締役 日高 幸一
屋久島町宮之浦 2332-10
TEL: 0997-42-1841
FAX 0997-42-2398 携帯 090-9572-8517
E-mail: shibakogyo@po3.synapse.ne.jp

安心・安全・家づくり
株式会社 時吉組
代表取締役 時吉 正治
建築業 登録番号(特定 2-1366)
(本社) 屋久島町小瀬田 324-1
TEL: 0997-43-5311
(支店) 鹿児島県鹿児島市千年 2丁目 45-3
TEL: 099-220-4433

株式会社 渡辺エンジニアリング
代表取締役 渡邊 博貴
建設業 宅地造成
屋久島町平内 277-20
TEL/FAX 0997-47-3333
watanabe-eng@canvas.ocn.ne.jp



宮之浦岳

標高1936m、九州最高峰で日本百名山の一つに数えられています。淀川の清流や高盤岳山頂のトーフ岩、高層湿原の花之江河、ヤクシマリンドウなどの固有植物を見ることができ、針葉樹林帯から高山植物への植生の移り変わりを体感できます。山頂からの360度大パノラマは絶景で、5月中旬から6月上旬はヤクシマシャクナゲを觀賞することができます。

※往復約13km、所要時間10～12時間を要し、最も体力を必要とするコースの一つです。



一湊海水浴場

屋久島一の広さを誇る海水浴場です。天然の入江となっている湾内は波もおだやかで、鹿児島県内の海水浴場水質ベスト1に選ばれた事もあります。シーズンには沢山の海水浴客でにぎわいを見せています。



美しい
海岸を
散歩しよう

永田いなか浜

白い砂浜が約1kmも続く屋久島内で最も大きな砂浜です。ウミガメの上陸地としても知られています。5月～7月にかけて産卵に訪れるアカウミガメの数は北半球で最も多く、5月1日から7月末までウミガメの産卵を見学できる観察会が毎年行われています。2005年にはラムサール条約登録地となりました。



春田浜海水浴場

屋久島最大級の隆起サンゴ礁の海岸に整備されている、タイドプールと呼ばれる干潮時にできる潮だまりではシュノーケリングや磯遊びができます。熱帯魚やカニなどの観察もできます。



栗生海水浴場

左右が堤防に挟まれています、白い砂浜や澄んだ海の色など、自然美を十分に感じられる浜です。ウミガメの産卵でも知られています。



広告

世界遺産の地・屋久島の海を一望する 絶景のロケーション



THE HOTEL YAKUSHIMA
OCEAN & FOREST

ご予約・お問い合わせ(受付時間 8:00～18:00)

0997-42-0175

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1208-9
yoyaku@ssh-yakushima.co.jp



チェックイン 15:00 / チェックアウト 10:00

03 屋久島町の遊び



リバー&シーカヤックで遊ぶ



リバーカヤック

カヤックに乗って川で楽しむレジャーです。安全の為に必ず救命胴衣を着けますが、流れの穏やかな下流域で楽しむことから転覆する恐れはなく、小学生でも気軽に体験できます。

カヤック、カヌー、シットオンタイプがあり、1人～3人乗りがあります。

シーカヤック

リバーカヤックに比べて波や風の影響を受けにくい形状で、しっかりとした安定性があります。

未経験でもレクチャーを受ければ誰でも体験できます。

海風を感じながら、漕ぐたびに海面をスーッと滑るように進む感覚は格別です。碧い海から突き出るようにそびえる屋久島の迫力が味わえます。



体験ダイビング

初心者向けのコースです。ガイドさんに任せて説明を聞いていけば問題なく、実は泳げなくてもダイビングは楽しめます。ガイドツアーは主に半日/1日コースがあり、時間と料金で好きなコースを選べます。

ファンダイビング

ダイビングのCカード認定以上(ショップにより異なる)を持つ、経験者向けのコースです。ビーチとポートを選択できるショップが多く、ナイトダイビングなどのオプションも豊富です。屋久島では高い確率でウミガメとのランデブーダイビングができます。

シュノーケリング

海面を漂いながらサンゴを眺め、魚と一緒に泳ぐマリンレジャーです。ウェットスーツを着ていれば水面を浮かんでいられるので、泳ぎに自信がない方でも体験できます。小学生でもOK。



ダイビング・シュノーケリングで遊ぶ

広告

自然と遊ぶエコツアー
ネイティブビジョン

TEL.0997-42-2013
屋久島町宮之浦 799 屋久島観光センター 2 階
<http://www.native-vision.com/>
yakushima@native-vision.com

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターきくみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターきくみにつながる場合があります。



総務省HPI行政相談の受付窓口より加工編集して作成(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudanuketuke.html)



SUP&沢登りで遊ぶ



SUP(Stand Up Paddle)

安定性の高いボードに乗って、オールを使いカヌーのように漕いで進みます。水上を散歩しているように見え、どこにでも行き来できる自由感覚が人気を博しています。

立っても座っても操作ができ、屋久島ならではの清流に触れながら、心の隅々まで透明感を味わえます。波のない栗生川、安房川、宮之浦川は安心して体験できます。ベストシーズンは春から秋です。



沢登りで遊ぶ

沢登りは、屋久島の大自然を最も身をもって感じられるレジャーともいえます。屋久島の川では花崗岩の大きさに驚き、見とれるほど透明度のある水中を泳いだり、飛び込んだりする爽快さは格別です。

ガイドツアーではライフジャケット・靴・ヘルメットを必ず着用してから行うので、泳げない人や小学生でも安心して楽しく遊べます。

屋久杉を磨こう！

お気に入りの原木を見つけて、世界に一つのあなただけの作品を作ります。屋久杉の香り、肌触りを感じて下さい。雨の日にオススメです。



里めぐり体験

屋久島と口永良部島には、古くからの歴史と独自の文化が根付いた全26集落があります。

里めぐりでは、地元の語り部の案内による史跡めぐりや地場産業見学など、観光ガイドブックでは紹介されていないディープな屋久島を知ることができます。

集落に伝わる文化や歴史、人々の暮らしに興味のある方におすすめです。

屋久杉クラフト体験

樹齢1000年を超えた貴重な「屋久杉」材でお箸を作る体験ができます。ノミを使って香りを楽しみながら思い思いの形に削ったり、屋久杉の温もりを感じながら磨き上げたり、個性ある世界に一つの屋久杉お箸を作れます。



広告

屋久島生まれ、屋久島育ちのトレッキング、ツアーガイド

縄文杉日帰りコースやもののけ姫ゆかりの天然オブジェを巡るツアーなど様々なツアーをご用意しております。

安心、安全、各種サポート、そしてお客様にご満足頂けるツアーをモットーに日々努力させていただいております！
団体様、個人様お気軽にお問い合わせ下さい

屋久島トレッキングガイドこだま

屋久島町尾之間 393-2
TEL.090-8143-7888
FAX.0997-47-2860



生活の豆知識 ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表しています。



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表しています。



出典：国土交通省



04 屋久島町の癒やし



ゆのこのゆ

宮之浦港から車で15分程度。屋久島総合自然公園敷地内にある単純硫黄泉の温泉施設。浴室は2室で五右衛門風呂を使用し、冷泉を沸かすのが特徴。貸切りでの利用になる為、予約が必要です。



縄文の宿まんてん温泉

空港から徒歩1分。屋久島の魅力を満喫できる宿「縄文の宿まんてん」内の温泉。日帰りの利用も可能。



内風呂のほか、露天風呂、温泉檜風呂、温泉家族風呂、温泉岩盤浴、ドライサウナ、ミストサウナがあります。

屋久島温泉 (samana hotel Yakushima)

東シナ海から太平洋へとつづく大海原を一望できる大浴場と露天風呂です。屋久島温泉は贅沢なまでのとろみ感があり、まるで美容液風呂に浸っているような心地よさです。

屋久島いわさきホテル



屋久島に包まれ雄大な山を覗く、温泉・神の湯。

屋久杉をふんだんに使用して優雅な癒しの空間を提供。雄大な山を望む露天風呂もあります。

雄大な山を望む露天風呂もあります。



平内海中温泉

平内海中温泉は平内西開墾地区にある天然温泉で、干潮時の前後2時間ほど入浴ができます。磯のくぼみの深さ以外は自然の地形そのままです。



湯泊温泉

湯泊の浜辺に湧き出ており、いつでも入浴できる天然温泉。波の音を聞きながら、また夕焼けを見ながらの入浴ができる野趣溢れる露天風呂です。



尾之間温泉

泉温は約48.9度と高めですが、玉石を敷き詰めた浴槽から湧き出すお湯が足の裏を心地良く刺激してくれます。



本村温泉

口永良部島本村区にあり、鉄分を多く含んだほんのり茶色の温泉です。

湯船からは本村港を一望でき、夕焼けを眺めながらつかるお湯は最高です。

湯向温泉

口永良部島湯向区にあり、2023年に移転オープンした温泉で清潔感のある温泉です。



楠川温泉

心地よい風のふく清流沿いにあり、切り傷や腰痛によく効くといわれる冷泉を沸かした小さな温泉です。初夏にはホテルも見られます。

広告

悠久の自然と、時を刻む

マリンプルー 屋久島

住所 | 屋久島町永田 290-1
TEL | 0997-45-2525

世界自然遺産 屋久島と繋がる

縄文の宿 まんてん

住所 | 屋久島町小瀬田 812-33
TEL | 0997-43-5751

For the Yakushima

私たちは「sankara 革命」を設立し、屋久杉のようにサステナビリティ(持続可能性)溢れるホテル運営を目指し、世界自然遺産「屋久島」に相応しいエコ活動や、イベント等を地元の皆様と一緒に展開します。

sankara HOTEL & SPA 屋久島

〒891-4402 鹿児島県熊毛郡屋久島町表生字萩野上 553 番地
0800-800-6007
TEL | 0997-47-3488 (代表) FAX | 0997-47-3489

SMALL LUXURY HOTELS OF THE WORLD
Independently Member

屋久島の大自然が目の前に広がる温泉の最前線

大海原を臨む「源泉かけ流し」天然温泉

地元食材を使用した上質な料理をビュッフェスタイルで。

ホテルに在る時間も屋久島とつながり、ここにしかない想いを十分に体感してください。

samana hotel Yakushima

屋久島町尾之間 136-2 Tel.0997-47-2011

05 屋久島町の

イベント



1月

- ▶ **屋久島町ふるさとを想う二十歳の集い** **A**
二十歳の門出を祝う式典が行われます。

2月

- ▶ **サイクリング屋久島** **B**
町内外から多くの人が参加し、エコな乗り物「自転車」に乗って、屋久島の大自然を体感。島の海岸線を一周する100kmコースでは各休憩ポイントでのおもてなしや地元の人々のふれあいを楽しめます。
- ▶ **屋久島ヒルクライム** **C**
里地から白谷雲水峡までの高低差583mを自転車で駆け上がるヒルクライムレースです。

4月

- ▶ **ふるさと産業祭り** **D**
採れたての新鮮野菜や農産加工品、姉妹都市・友好盟約地の特産品などの販売、舞踊やフラダンスなどのステージ、ハイハイ選手権や魚の目方当てなど子どもから大人まで楽しめるイベントが行われます。
- ▶ **宮之浦川沿いの桜ライトアップ** **E**
桜の開花に合わせてライトアップが行われており、夜桜を楽しむ人たちににぎわいます。

6月

- ▶ **町芸能祭** **F**
美と舞踊の祭典として日本舞踏やフラダンスなどが披露されます。

7月

- ▶ **世界遺産「屋久島」オープンウォータースイミング(隔年開催)** **G**
島の北部に位置する一湊海水浴場の白い砂浜、透明度の高い海でイベントが繰り上げられます。大会終了後のフェアウェルパーティーでは屋久島の海の幸によるおもてなしなども好評です。

8月

- ▶ **屋久島ご神山祭り** **H**
屋久島の夏祭りの中でも最大規模のお祭りです。山岳信仰を踏まえた火燵しなどの神事や、ご神山太鼓のステージ、花火大会、抽選会など盛りだくさんのイベントです。
- ▶ **ドラゴンボート大会** **I**
宮之浦川で開催されるドラゴンボート大会です。竜をあしらったボートで200mの速さを競います。

10月

- ▶ **町民体育祭** **J**
町内26集落を8地区に分けて競い、リレーや玉入れ、綱引き、輪回しなどで熱戦を繰り広げます。

11月

- ▶ **屋久島夢祭り** **K**
屋久島の人々、子どもたちの夢や願いを込めて、1万4千もの灯籠に灯りを灯します。
島の歴史、そして未来に思いをはせる神秘的な秋の夜。幻想的な灯籠の光揺らめく風景や音楽に合わせて打ち上がる音響花火を見に、多くの人で賑わいます。

12月

- ▶ **町駅伝競走大会** **L**
地区ごとにチームを編成し襷を繋ぎながら競います。
- ▶ **益救神太鼓年越祭** **M**
神々が集う様子を打ち鳴らす太鼓で表現する「益救神太鼓」。荒々しく太鼓を打ち鳴らし参拝客の厄を払う年越行事です。

広告

山小屋風民宿 民宿 屋久島

全室個室・駐車場完備
送迎・島案内

宮之浦 2450-86(屋久島高校バス停前)

☎0997-42-2800
FAX0997-42-2290



民宿 たけすき

屋久島町宮之浦 810-1 TEL.0997-42-0668
宮之浦港のすぐ近く FAX.0997-42-0189



屋久島 河畔の旅宿

民宿 やくすき荘

〒891-4205 屋久島町宮之浦 2373-2
TEL.0997-42-0023 FAX.0997-42-1919

民宿やくすき荘 予約

06 屋久島町の「特産品」1



屋久島町ガイド



屋久島たんかん

ぼんかん



時計草
(パッションフルーツ)



首折れサバ



鹿肉



トビウオ



トビウオから揚げ



広告



dairy 南日本酪農協同株式会社 <http://www.dairy-milk.co.jp/>



屋久島工場 0997-42-2323



屋久島茶

恵命我神散



トビウオ一夜干し



トビウオすり身

天然かんぱち
急速冷凍

トビウオ燻製

どの商品も
絶品!

広告

KOMOTREBI
屋久サバ本枯節使用。
フワッとした生地に、まろやかな自家製ソース。
当店自慢の1枚です。

*夜(18:00~22:00)は3日前までに要予約
各種金額別のおまかせコースのみ

TEL0997-42-3990
定休日 毎週火・水曜日
第1日曜日
宮之浦 2560-27

ここで味わえる逸品
とびうおのひつまぶし

名物の飛び魚ひつまぶしをはじめ、
地元のお肉やお魚を使った
手作り和定食やパスタが味わえます。
キッズルームを併設しておりますので
ご家族連れでもゆっくり楽しめます。
飛び魚のオイルパスタ

昼 11:00~14:30 夜 17:30~20:30 休 日曜、土曜の夜
定食・ばすた
かたぎりさん
屋久島町安房 540-62 ☎0997-46-4282

広告

JF 屋久島漁業協同組合



共済・購買・加工・販売・製氷・指導事業

【本 所】屋久島町安房 136
TEL.0997-46-3116 FAX.0997-46-3967
【上屋久支所】屋久島町一湊 254
TEL.0997-44-2011 FAX.0997-44-2162
【栗生出張所】屋久島町栗生 1249
TEL.0997-48-2014 FAX.0997-48-2570

世界自然遺産の島
屋久島
YAKUSHIMA

屋久島産の特産品やお土産

屋久島漁協
特産品加工販売センター



飛魚フレーク とびうおの一夜干し とびうおすり身



06 屋久島町の特産品2



お酒類



縄文水



屋久杉工芸品



島内産木工品



広告

世界自然遺産の島から
屋久島春ウコン

ご注文・お問合せは、電話・FAXで
電話受付は平日 9:00 ~ 11:30 / 13:00 ~ 16:00
土曜 9:00 ~ 11:00
~休日~
日曜日 祝日

0120-413-894
FAX.0997-42-2480 ※FAXは終日受付

屋久島ウコンの里
ウコンのこたなら

屋久島ウコンの里 営業

0120-413-894

0997-42-2480

0997-42-2455

私たちはシャツ作りを通じて お客様に「感動」を
提供できるプロとして日々「ものづくり」をしています。

株式会社
ワイケース 屋久島

アパレル製造工場
私たちが一緒に
働いてみませんか！
従業員募集中
未経験者の方歓迎
主婦の方必置

〒891-4409
屋久島町栗生1215 (栗生中学校跡)
TEL.0997-48-2744
FAX.0997-48-2639

お気軽に
お問い合わせ下さい





check!



屋久島町だいすき基金(ふるさと納税)

屋久島町へいただいたご寄附は、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的に、次の事業に使用しています。

- (1)世界自然遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業
- (2)子育てや教育に関する事業
- (3)人口減少の抑制及び交流人口増加に資する事業
- (4)地域の活性化を支援する事業(産業支援、集落支援、副業支援等)
- (5)地域の消防・防災対策に関する事業

屋久島町ファンの皆様と町民の皆様がふるさと納税を通じてつながり、交流の輪が広がるように、町全体で取り組んでいきます。

ふるさとへの熱い思いをお持ちの屋久島町出身の皆様、屋久島・口永良部島ファンの皆様のあたたかいお気持ちをお待ちしております。

屋久島町を応援してくださる皆様

クレジット・マルチペイメントにてご寄附の場合は、下記サイトよりご寄附をお願いします。



<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/about-yakushima/fund/>

直接寄附の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

屋久島町民の皆様

町では、ふるさと納税の返礼品を提供して下さる事業者様を募集しています。ご興味のある方は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

お問い合わせ 屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係

TEL 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905

MAIL furusato@town.yakushima.kagoshima.jp



武田館
TAKEDA KAN

株式会社 武田産業

本社 屋久島町安房650-18
TEL 0997-46-2258 FAX 0997-46-3775

**BL
SSY
YAKU
SHIMA
BLESS**



屋久島が屋久島のままであり続けてほしいから、私達は、もので、ひとで屋久島の魅力を、発信する場所を目指します。

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 650-18 (武田産業敷地内)
営業時間: 9:00~17:00 定休日: 日曜 yakushimabless.jp



□工場見学・試飲無料
 □見学時間 AM9:00～PM4:00
 ※土・日・祝日営業。臨時休業有り。

※お酒は20歳になってから

本坊酒造

本坊酒造株式会社 屋久島伝承蔵
〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 2384
TEL:0997-46-2511 FAX:0997-46-2686



廣告

焼酎(三岳)のふるさと
世界自然遺産霧屋久島

名水
名酒を生む。



※お酒は20歳になってから。

三岳酒造株式会社
熊本県久島町安房 2626-19
TEL.0997-46-2026
FAX.0997-46-2197

世界自然遺産登録の島

愛子 屋久島産

本格焼酎 あいこ

屋久島焼酎 愛子発売元

愛子マート

(有)寺田商店(酒・たばこ・プロパン)

営業時間 7:00 ~ 19:00

屋久島町小瀬田 12-5
<http://teradastore.com>

※お酒・たばこは20歳を過ぎてから



TEL.0997-43-5265



新鮮な海の恵みを

安永丸



星久島産飛魚のパン粉焼き

令和4年度
鹿児島県漁業振興大会
第86回特産物品評会
金賞受賞



星久島産飛魚結合
愛媛県
漁業振興大会金賞

星久島近郊沖で船主自らとってきた飛魚を使用し
お料理をご用意いたしております。



星久島産飛魚と
ガーリックオニオンのチーズビザ

令和5年度
鹿児島県漁業振興大会
第87回水産物品評会
金賞受賞



飛魚漬け丼

令和5年度
鹿児島県漁業振興大会
第87回水産物品評会
金賞受賞

星久島産 安永丸

お一人様から団体様まで
お気軽にご来店下さい

ディナー 17:30～22:30
(L.O.22:00)

休日・不定休

星久島可受得 2400-120



TEL:0997-46-3055

株式会社安永丸 鹿児島・奄美・南九州三県漁協



屋久島町ガイド

庁舎のご案内

部署案内

【本庁】

町長
副町長

総務課	総務係	人事・給与、秘書、広報広聴、HP管理、庁内取締、公用車管理
	行政係	法制、組織機構、情報公開、個人情報保護
	情報防災係	消防、防災、交通安全、庁内電算管理、地域情報化
空港管理事務所	空港管理係	空港管理
政策推進課	財政係	財政全般、地方公会計
	財産管理係	庁舎管理、地籍、公共施設計画、入札・契約
	企画調整係	計画策定、企業誘致、統計、地方創生、交通政策、船舶事業
観光まちづくり課	地域振興係	共生協働、地域間交流、男女共同参画、ふるさと納税、自然環境
	観光推進係	観光振興、各種ツーリズム
町民課	課税係	住民税、国保税、軽自動車税、法人税
	資産係	固定資産税
	債権管理係	収納対策、滞納整理
	住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、旅券事務
福祉支援課 (福祉事務所)	福祉係	地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉、遺族援護
	子育て支援係	児童福祉、ひとり親福祉、子ども医療、母子保健
	生活支援係	生活保護、生活困窮者
健康長寿課	保険年金係	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
	介護保険係	介護保険、介護認定
	地域支援係	介護予防、地域包括支援センター運営
	健康増進係	保健指導、予防接種、献血推進、診療所事業、地域医療
生活環境課	生活衛生係	狂犬病予防、害虫対策、斎場管理
	廃棄物対策係	廃棄物処理、合併浄化槽、し尿処理
	上下水道係	水道、農業集落排水
産業振興課	産業振興係	林業、水産業、商工業、雇用・労働、有害鳥獣
	農政係	農業、園芸、畜産
	技術支援係	農業技術支援
建設課	土木係	道路橋りょう、河川・砂防、港湾・漁港、農道・林道、土地改良事業
	建築係	建築
	管理係	住宅管理、法定外公共物、占用許可、屋外広告物
会計課	会計係	会計事務
議会事務局	議事調査係	議会事務
教育総務課	総務管理係	教育委員会、児童生徒、奨学金、学校給食、学校施設
	学校教育係	学校教育
社会教育課	社会教育係	社会教育、文化振興、文化財、社会体育

会計管理者
議会
教育委員会
教育長

広告

文具・書籍
各種OA機器～パソコンまで
サポート致します！

(有)文昌堂

代表者 濱田 一弘

屋久島町宮之浦 99

書籍・文具 ☎0997-42-0463
OA機器組合・写真 ☎0997-42-2005
FAX 兼用 ☎0997-42-0840
E-mail: bunshou@bunshoudou.com

人と人の出会いを大切に世界遺産の屋久島で58年
屋久島の不動産・田舎暮らし・移住のトータルアドバイザー

屋久島パイン株式会社

宅地建物取引業者免許 免許番号 国土交通大臣 (8) 第4409号 / 賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣 (1) 第7584号

戸建

売地

土地

安心 安全 納得
田舎暮らしを応援！
不動産物件募集中！

- 不動産開発・売買・賃貸事業
- 緑化・造園事業
- 移住・住みかえ支援事業

屋久島町原 920-6
TEL.0997-47-2331 FAX.0997-47-2739 info@yakushimapain.co.jp

お気軽にお問い合わせください



【本庁】

選挙管理委員会事務局	※総務課職員兼務	選挙事務
監査委員事務局	※議会事務局職員兼務	監査事務
農業委員会事務局	※産業振興課職員兼務	農地事務
	※総務課において処務	審査事務

【宮之浦出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		電気課	管理係	運営管理
			配電係	配電供給
		(健康長寿課)	北部地域包括支援センター	高齢者支援

【尾之間出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	南部地域包括支援センター	高齢者支援

【安房出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
----	-----	-------	-------	---------------------

【栗生出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	栗生診療所	診療業務

【永田出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	住民基本台帳、各種証明
		(健康長寿課)	永田へき地出張診療所	診療業務

【口永良部島出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	口永良部島へき地出張診療所	診療業務

役場の電話番号について

本庁及び宮之浦出張所、尾之間出張所、安房出張所については、役場の代表電話におかけいただければ内線でおつながります。
なお、下記出張所については、内線でおつながりできませんので、それぞれの番号におかけいただくことになります。ご注意ください。

屋久島町役場(代表): **0997-43-5900**

栗生出張所: **48-2231** 口永良部島出張所: **49-2100** 永田出張所: **49-6463**

広告

あなたの街のでんきやさん



Panasonic
寺田電化サービス

屋久島町宮之浦2450-6(屋久島高校近く)
TEL 0997-42-0955

衛生環境を整える
DUSKIN

**ダスキン宮之浦
サービスマスター**

■取り扱い事業■

- モップ・マット 浄水器等のレンタル スポンジ等、生活関連商品の販売
- プロのおそうじ
- 害虫駆除 総合衛生管理

**ダストコントロール
サービスマスター
ターミニックス**

屋久島町楠川574-3
TEL:0997-42-0001
携帯:080-3529-5834

愛和興/ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

丸福建設株式会社
屋久島営業所

舗装工事・土木工事




屋久島営業所 屋久島町安房 2353-442
TEL:0997-46-2420
FAX:0997-46-3457

本社 鹿児島市居町4-3
TEL:099-222-5105

ISO 9001 品質
ISO 14001 環境
ISO 27001 情報
ISO 45001 安全

本庁舎のご案内

館内案内

【2F】

JA ...種子屋久農協役場派出所

i ...総合案内



【1F】

▼夜間受付



▲玄関

広告

日正建設株式会社
代表取締役 森田 光寛

屋久島町宮之浦 808-1

☎0997-42-0076

ISO9001・14001 / ISO45001 認証取得
nissyou-kk@kfd.biglobe.ne.jp

屋久島を拠点に
全国のお引越し
貨物運送・島内運送
荷役作業をしっかりとサポートします

HK 有限会社 日高回漕店
HIDAKA-KAISOTEN

一般貨物自動車運送事業
(九運自第 2140 号)
一般産業廃棄物収集運搬業
(許可番号 04619082871)

引越業
港湾荷役作業

お気軽にご相談ください
受付時間 8:00 ~ 17:00 (日・祝休み)

屋久島町安房 446-13
TEL.0997-46-3245 FAX.0997-46-3266
hidaka-kaisouten@sea.plala.or.jp

土地家屋調査士
土地・建物 調査 測量 登記
建物表題登記 境界確定測量 境界特定業務
土地分筆・合筆登記 審査請求 各種相談業務

事務所
Office tomo
榎研三
榎謙太

屋久島ハウス不動産 行政書士

土地・建物 売買 賃貸 仲介 代理
売地・売家募集中

農地転用許可申請手続
各種行政手続申請
遺産分割協議書作成
遺言書作成
各種相談業務

熊毛郡屋久島町宮之浦1641番地9 (田代別館 川向)

TEL/FAX 0997-42-1069

鹿児島県土地家屋調査士会 第743号
鹿児島県行政書士会 第82460786号
宅地建物取引業者免許 臨(1)第6248号

航空便・船便

鹿児島から屋久島への航空便及び船便についてのご紹介です。各主要都市から交通アクセスについては、ホームページをご覧ください。
屋久島町に住所をおく方には、離島割引制度があります。詳しくは31ページをご覧ください。

航空便

鹿児島⇄屋久島間(片道40分)

大阪(伊丹)⇄屋久島間(片道1時間50分)

福岡⇄屋久島間(片道1時間5分)

運賃、時刻確認、空席照会、予約等はJAL Webサイト (<https://www.jal.co.jp/jp/ja/>) または下記にお問い合わせください。

また、発着時刻・便数は月により変更がありますので、ご利用の場合はお問い合わせください。

問 JAL国内線ご予約・ご購入・ご案内

☎ 0570-025-071

問 屋久島空港ターミナルビル株式会社

☎ 0997-42-1200



ATR42-600



船便

高速船(ジェットfoil)

運賃、時刻確認、空席照会、予約(ただし、前日から2ヶ月前まで)等はホームページで行えます。

また、ご予約、運航の問い合わせなどは下記営業所でも行っております。

問 0570-004015

※それぞれの営業所には音声案内にてつながります。

【各営業所】

- ・予約センター
- ・鹿児島営業所(南埠頭)
- ・西之表営業所
- ・宮之浦営業所
- ・安房営業所
- ・指宿営業所
- ・中種子窓口



トッピー



ロケット



カーフェリー

各社ホームページで運賃、時刻確認等ができます。

● フェリー屋久島2(鹿児島⇄屋久島間)

問 予約センター

☎ 099-226-0731

問 宮之浦港切符販売所

☎ 0997-42-2220

● フェリーはいびすかす

(鹿児島(谷山)⇄種子島⇄屋久島間)

問 鹿児島営業所

☎ 099-261-7000

問 種子島営業所

☎ 0997-22-1355

問 屋久島海陸運輸株式会社(代理店)

☎ 0997-42-0140

● フェリー太陽II

偶数日(屋久島⇄口永良部島/屋久島⇄島間)

奇数日(屋久島⇄島間/屋久島⇄口永良部島)

問 屋久島海陸運輸

☎ 0997-42-0140

株式会社(宮之浦港代理店)

問 久木山運送(口永良部島代理店)

☎ 0997-49-2570

問 船川運送(島間港代理店)

☎ 090-4771-3417



広告

Gkk 熊毛グループ協同組合

屋久島町小瀬田 826-18 代表理事 柴 八代志

TEL:0997-43-5620

(株)鹿児島グリーン総合建設

熊毛生コンクリート(株)

屋久島町志戸子 1277-8 代表取締役 日高 登

屋久島町安房 825-8 代表取締役 日高 義友

TEL:0997-42-2001

TEL:0997-46-3741

(株)熊毛運輸

屋久島海陸運輸(株)

屋久島町小瀬田 826-18 代表取締役 日高 誠

屋久島町宮之浦 1208-11 代表取締役 森下 王貴

TEL:0997-47-1222

TEL:0997-42-0140

2024年6月より公開

「わが街事典」電子ブックで 屋久島町の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



戸籍・住民票・各種カードなど

住民異動の届出・戸籍に関する届出・印鑑の登録・各種届出

戸籍に関する届出

町民課・各出張所

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦等の身分関係を登録し、証明する制度です。この戸籍の所在を町名地番で示したものを「本籍」といいます。戸籍の代表者を「筆頭者」といいます。

戸籍関係の主な届出は下記のとおりです。(※ただし、永田出張所では受け付けておりません)

届出の種類	届出の期間	届出先	届出人	届出に必要なもの
出生届 子どもが生まれたとき	生まれた日を含めて14日以内。ただし14日目が休日(祝祭日を含む)の場合は休日の次の日まで期間が延長されます。	父母の本籍地、子どもの出生地、届出人の住所地又は一時滞在地	父又は母(父母共に届け出ることができます。)	- 出生届書(出生証明書) - 母子健康手帳 ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ ・出生した子の母親の通帳 ・児童手当等申請者の通帳と健康保険証、マイナンバーカード又は所得課税証明書→申請者が1月1日に屋久島町に住民登録していない場合、1月1日に住民登録していた市町村から取り寄せていただきます。 ・出生した子の健康保険証(子ども医療登録申請に必要)
死亡届 死亡したとき	死亡の事実を知った日から7日以内。	死亡地、本籍地、届出人の住所地又は一時滞在地	親族、同居者、家主、地主、家屋又は土地管理人、後見人、保佐人、補助人	- 死亡届書(死亡診断書) ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・国民年金手帳・年金証書(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ)
婚姻届 結婚するとき	届出のあった日から効力が生じます。	夫又は妻の本籍地か住所地又は一時滞在地	夫及び妻	- 婚姻届書(証人欄に成年者2人の署名・押印) - 婚姻により転入の方は、前住所の市区町村で発行した転出証明書 - 未成年者が婚姻する時は父母の同意書 - 本人確認できるもの(運転免許証等) ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・マイナンバーカード
離婚届 離婚するとき	届出のあった日から効力が生じます。(裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から10日以内)	新本籍地・旧本籍地、住所地又は一時滞在地	夫又は妻	- 離婚届書 ※協議離婚の場合、届書証人欄に成年者2人の署名・押印 - 裁判離婚の場合、調停調書の謄本、確定証明書 - 本人確認できるもの(運転免許証等) ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・マイナンバーカード
転籍届 本籍を変えるとき	届出のあった日から効力が生じます。	新本籍地・旧本籍地、住所地又は一時滞在地	戸籍の筆頭者及びその配偶者	

※このほかの届出につきましては、町民課にお問い合わせください。

戸籍の時間外取扱いについて

区分	内容	お問い合わせ先
届出の受付時間	戸籍の届出は、本庁及び各出張所において年中無休で24時間受け付けます。	町民課 ☎0997-43-5900 ※休日及び時間外の受付は本庁のみです。
届出の受付場所	休日及び時間外においては、本庁で受け付けます。 執務時間以外で届出をされる場合は、宿直室でお預かりします。	
気をつけていただくこと	宿直室に届出をされる方は、届出の前によく確認をしてください。念のため、届出をされる前に本庁及び各出張所の窓口で点検を受けられることをお勧めします。	
その他	訂正があった場合、後日、お越しいただくことがございますのでご注意ください。	



戸籍・住民票・各種カードなど

火葬について

申込方法	お問い合わせ・申込先
死亡届の提出と併せて火葬許可を申請していただきます。 ※休日及び時間外における死亡届の受付は本庁のみの対応となります。	町民課 ☎0997-43-5900 ※平日は各出張所でも対応します。

弔慰金

弔慰金	●町内に住所を有していた故人の遺族	●支給額: 2,000円	福祉支援課
-----	-------------------	--------------	-------

住民登録に関する届出・証明

住民基本台帳(住民票)は、居住関係を証明するものです。

転入・転出・転居などで住所が変わったときや、世帯に変更があったときは、町民課または各出張所へ決められた日までに届出をしてください。手続きは下記のとおりです。

※マイナンバーカードをお持ちの方とその世帯の方につきましては、29ページに記載されている特例転入・転出の手続きをご覧ください。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの	届出先
転入届 町内に引越してきたとき	屋久島町に住み始めた日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの) ●代理人が届け出る場合は委任状 ●国民健康保険証(転入前から引き続いて国保に加入する場合) ●国民年金手帳(加入者のみ) ●マイナンバーカード	町民課 ☎0997-43-5900 宮之浦出張所 地域住民課
転出届 町外へ引越するとき	新しい住所に移る前に転出手続きを行ってください。	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●代理人が届け出る場合は委任状 ●印鑑登録証(登録者のみ) ●各種受給者証等(加入者のみ) (国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、子ども医療費受給資格証等) ●マイナンバーカード	尾之間出張所 地域住民課 安房出張所 地域住民課
転居届 町内で住所が変わったとき	屋久島町内で転居した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●代理人が届け出る場合は委任状 ●国民年金手帳(加入者のみ) ●後期高齢者医療被保険者証 ●各種受給者証等(加入者のみ) (国民健康保険証、介護保険被保険者証、子ども医療費受給資格証等) ●マイナンバーカード	栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 □永良部出張所 ☎0997-49-2100
世帯変更届 世帯主変更、世帯合併・分離のとき	変更があった日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●代理人が届け出る場合は委任状 ●国民健康保険証(加入者のみ) ●後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)	永田出張所 ☎0997-49-6463

※各種届出には、本人確認のできるもの(運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等)が必要です。

※就学児童生徒をお持ちの方には、転入と同時に転入学通知書が発行されますので、学校にご持参ください。



特例転入・転出に関する届出

町民課 各出張所

平成27年10月の法改正により、マイナンバーカードをお持ちの方とその世帯の方につきましては、原則として特例の転入転出の手続きが必要になっております。(特例転入の対応は町民課・宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所のみとなっております。)

※「特例転入・転出」とは、マイナンバーカードを利用し、転出証明書の交付を受けることなく、転入・転出ができる制度です。

こんなとき	申請期限	申請できる人	申請に必要なもの	届出先
転入するとき	新しい住所に住み始めた日から14日以内、もしくは転出予定日から30日以内のいずれか早い日まで	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	- マイナンバーカード - 本人確認書類(運転免許証等) - 国民年金手帳(加入者のみ) - 代理人が届け出る場合は代理人の本人確認書類(運転免許証等)、委任状	町民課 ☎0997-43-5900 宮之浦出張所 地域住民課 尾之間出張所 地域住民課
居住地を移転したとき(町内転居)	新居住地に転居した日から14日以内	同上	同上	安房出張所 地域住民課
転出するとき (郵送での届も可能です)	転出予定日前から新しい住所に住み始めた日から14日以内	同上	- マイナンバーカード - 本人確認書類(運転免許証等) - 国民健康保険証(転出の場合、回収させていただきます) - 代理人が届け出る場合は代理人の本人確認書類(運転免許証等)、委任状	栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 口永良部出張所 ☎0997-49-2100 永田出張所 ☎0997-49-6463

※マイナンバーカードをお持ちの方で国外転出される方は町民課へご連絡ください。

マイナンバーカード

希望者の申請により交付します。(パソコンやタブレット、スマートフォンからのオンライン申請もできます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイト「<http://www.kojinbango-card.go.jp>」をご覧ください。)また、マイナンバーカードを申請されてから、2週間～3週間ほどでカードが完成し、お住まいの地域を管轄する町民課、宮之浦出張所、安房出張所、尾之間出張所へ届きますので、ご自宅に交付通知書(ハガキ)が届きましたら、必要書類をご持参のうえ、お住まいの地域を管轄する町民課、宮之浦出張所、安房出張所、尾之間出張所窓口へお越しください。マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日から5回目の誕生日までです。なお、マイナンバーカードの受け取りは本人受取が原則となっております。(15歳未満の方や、成年被後見人については、法定代理人に交付することとなっております。)

- 申請に必要なもの:写真(45mm×35mm)1枚
※写真は役場窓口(町民課、宮之浦出張所、安房出張所、尾之間出張所)でも撮影できます。
- 手数料:無料
- マイナンバーカード交付に必要なもの:交付通知書、マイナンバー通知カード、住民基本台帳カード(持っている方のみ)
 - ①官公署が発行する顔写真付きの本人確認書類1点(運転免許証・パスポート・在留カード等)
 - ②①の書類を持っていない方は、官公署が発行する顔写真のついていない本人確認書類の内2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳等)
 ※コピー不可のため原本をご持参ください。
 ※法定代理人による代理受領の場合、上記の書類以外に、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)が必要となる場合があります。
- 管轄 町民課(船行～小瀬田) 宮之浦出張所(永田～梶川) 安房出張所(松峯～平野) 尾之間出張所(高平～栗生)

電子証明書

希望者の申請により発行します。町民課または宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所で申請してください。有効期限は発行日から5年です。

※マイナンバーカードは転出先で引き続きご利用可能ですが、電子証明書は失効されます。他市町村から転入され、電子証明書を希望の方は新たに電子証明書の申請の手続きが必要です。

- 申請に必要なもの:身分を証明できるもの(運転免許証、パスポートなど官公署の発行した写真付きの証明書など)、マイナンバーカード
- 手数料:200円



戸籍・住民票・各種カードなど

印鑑登録に関する届出・証明

印鑑登録証明書は、個人の印鑑が登録されたものであることを公に証明するものです。印鑑登録申請は、本人が行うことが原則です。屋久島町に住民登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑登録をすることができます。ただし、成年被後見人、自分の意思で申請できない人は登録できません。

※平成28年9月より印鑑登録の際、新規登録及び改印による再登録は200円、印鑑登録証紛失による再登録は500円の手数料をいただくこととなりました。町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

※改印であっても印鑑登録証を紛失している場合は紛失扱いとなり、500円手数料をいただくこととなりますのでご注意ください。

登録できる人	届出に必要なもの	注意していただくこと	届出先
●満15歳以上の屋久島町に住民登録をしている方 ●成年被後見人でない方	●登録する印鑑 ●印鑑登録申請書(用紙は窓口にあります) ●顔写真のついた証明(運転免許証、パスポート、在留カード等)又は保証人(印鑑登録をしている方)の印鑑登録証及び登録印	●登録できる印鑑 登録できる印鑑は一人につき一つの印鑑となっています。同じ印鑑を同一世帯の方同士で共有することはできません。 ※印鑑の中には登録できないものがあります。下記「(注)」を参考にご覧ください。	町民課 ☎0997-43-5900 宮之浦出張所 地域住民課 尾之間出張所 地域住民課 安房出張所 地域住民課 栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 口永良部出張所 ☎0997-49-2100

(注) 登録できない印鑑

- 住民基本台帳に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部・絵を組み合わせたもの以外を表しているもの
- ゴム印など変形しやすいもの
- 印影が不鮮明なものや文字の判読ができないもの
- 印鑑の大きさが、1辺8mmの正方形に収まってしまふもの、1辺の大きさが25mmの正方形に収まらないもの
- そのほか、外枠がないなど登録する印鑑として不適切なもの

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書は、町民課及び各出張所で発行できます。

印鑑登録証をお持ちになり、申請書を間違いなく記入いただければ、代理人でも印鑑登録証明書の交付が受けられます。印鑑登録証がないと、本人でも証明書の交付が受けられないのでご注意ください。

旅券(パスポート)

希望者の申請により県において作成され、町役場で交付します。町民課で申請してください。

- 申請できる旅券区分:
新規発給申請、切替申請、記載事項変更申請など
- 申請に必要なもの
 - ①写真(上半身 縦45mm×横35mm 6ヶ月以内に撮影されたもの)1枚
 - ②戸籍謄本(発行日から6ヶ月以内のもの、改製原戸籍は不可)
 - ③本人確認のための書類
1つでよいもの…運転免許証、日本国旅券(失効後6ヶ月以内)、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真ありのもの)など
2つ必要なもの…保険証、年金手帳、印鑑登録証明書とその登録印鑑、年金証書、日本国旅券(失効後6ヶ月以上)など

- 受付時間:8:30~17:15

※15:00以降の申請は翌日扱いになります。

申請から受領までの所要日数は10日となりますが、土・日・祝日及び年末・年始休暇中は含みません。

旅券を受領する際は、申請時に手渡されている受領証を持参のうえ、必ず申請者本人がおいでください。

手数料一覧

申請の区分	収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計額
新規発給申請(10年有効)	14,000円分	2,000円分	16,000円分
新規発給申請(5年有効)12歳以上	9,000円分	2,000円分	11,000円分
新規発給申請(5年有効)12歳未満	4,000円分	2,000円分	6,000円分
記載事項変更申請	4,000円分	2,000円分	6,000円分

離島割引カード

①屋久島町に住所を有する人(住民)、②屋久島町に住
所を有する人に扶養されている学生、③屋久島町に住
所を有する要介護者等を介護するために本町を訪れる親
族からの申請により交付します。

- 利用できる区間
屋久島～種子島、屋久島～鹿児島、屋久島～口永良部
島における船や飛行機
※片道でも利用可能です。
- 申請に必要なもの
(共通)
写真(上半身 縦3cm 横2.5cm)1枚
(住民)
住所を確認できるもの(運転免許証やマイナンバー
カード)
(学生)
扶養している人の住所を確認できるもの
対象の児童・生徒を扶養していることが確認できるも
の(被保険者証や確定申告書の写し)
学生であることが証明できるもの(在学証明書や学生証)
(介護)
要介護認定者等の介護保険被保険者証や介護認定結
果通知書の写し
要介護認定者と申請者の関係を確認できる書類(戸籍
謄本等※本籍地が本町の場合は不要)

各種証明の発行

戸(除)籍謄本・抄本や住民票の写しが必要な方は、町民課又は各出張所に請求してください。

証明書の種類	手数料	必要なもの/注意点	お問い合わせ先
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	1件450円	●運転免許証等、委任状 ※運転免許証等により本人確認をさせてい ただきます。 ※本人以外の方が請求(申請)される場合 は、委任状が必要となる場合があります。	町民課 ☎0997-43-5900
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)			
戸籍電子証明書提供用識別符号			
戸籍の記載事項証明	1件350円		
除籍謄本・抄本	1件750円		
除籍電子証明書提供用識別符号	1件700円		
除籍の記載事項証明	1件450円		
改製原戸籍	1件750円		
住民票の記載事項証明及び戸籍の附票等に関する 記載事項証明	1件200円		
身分証明書	1件200円		
住民票及び戸籍附票の写し	1件200円	印鑑登録証	
住民票及び戸籍附票の閲覧	1件200円		
印鑑登録証明書	1件200円		
電子証明書	1件200円	29ページを参照してください。	

- (注) ●第三者が請求する場合は、正当な請求理由(内容によっては請求理由が客観的に確認できる資料)が必要です。
また、不正な目的に使用されるおそれがあるときなどは、発行をお断りする場合があります。
- 戸籍謄本・抄本等の請求は、原則戸籍等に記載されている方又は直系の親族の方に限られます。
 - 身分証明書はご本人からの請求しか受け付けられません。代理の方に交付してもらいたい場合は必ず、委任状
と代理の方の本人確認書類(運転免許証等)が必要になります。

自動車臨時運行許可

自動車臨時ナンバーは町民課・宮之浦出張所・尾之間
出張所で申請を受付けます。

- 手数料750円
 - 有効期限は申請日を含めて最長5日間
- ※臨時ナンバーの交付については利用条件(車検切れの
車両の整備目的での移動等に限り)がありますので詳
細については町民課へお問い合わせください。

自動車のナンバープレートの封印

封印は、町民課・宮之浦出張所・尾之間出張所で対応い
たします。

- 手続きに必要なもの
・陸運支局の発行する「登録事項等通知書」(離島指定
封印と封印取付予定日が記されたもの)
・自動車検査証
- ※手数料は無料です。



戸籍・住民票・各種カードなど



税金

町民課

町税の主なもの

(1) 町民税

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。

個人町民税は、毎年1月1日現在で屋久島町に住んでいる方に前年の所得に応じて課税され、納めていただくものです。

また、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない方に対しても均等割額のみ課税されます。

法人町民税は、法人である企業に課税されるものです。

個人町民税

税率	納期	備考
均等割 3,000円	第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出しますので、毎年3月15日までに住民税申告を行ってください。ただし、給与収入のみで事業所において年末調整を行った方や、所得税の確定申告を行った方は住民税申告の必要はありません。 また、国民健康保険税世帯については、所得に応じた軽減措置が適用されますが、未申告の場合は軽減措置の適用はありません。
所得割 100分の6		

※町民税の納税義務者は、県民税も課税されます。

- ・均等割 1,500円
(みんなの森づくり県民税500円を含む)
- ・所得割 100分の4

※令和6年度から、森林環境税(国税)が1人年額1,000円課税され、市町村において個人町民税と併せて徴収されます。

法人町民税

税率	納期
均等割	
法人税割	
標準税率(5万円～300万円) ※地方税法により資本金及び従業員の数により決められた法人等の区分に対する税率	100分の6
	●確定申告納付 事業年度終了の日の翌日から起算して2か月以内 ●中間申告納付 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から起算して2か月以内

町税等の納期一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	全期											
固定資産税		1期		2期				3期		4期		
町県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期			

納付には口座振替が便利です。

『口座振替』をご利用いただくと、納付のために役場や金融機関に出向く手間がなくなり、納め忘れを防ぐこともできます。

町内の各金融機関窓口にて手続きをお願いします。

●手続きに必要なもの

①預金通帳 ②印鑑(通帳印)

(2) 固定資産税

毎年1月1日現在で、町内に土地、家屋又は償却資産(事業用)を所有している方に課税されます。

税率	納期
100分の1.4 (標準税率)	第1期 5月1日から同月31日まで
	第2期 7月1日から同月31日まで
	第3期 11月1日から同月30日まで
	第4期 翌年1月1日から同月31日まで

(3) 軽自動車税

毎年4月1日現在で、屋久島町に主たる定置場所が登録されているバイクや軽自動車等を所有又は使用している方に課税されます。【納期限:原則4月末日まで】

原動機付自転車・二輪車などの税率について

車種区分	税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	50cc超90cc以下 2,000円
	90cc超125cc以下 2,400円
	ミニカー 3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円
	その他 5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型二輪(250cc超)	6,000円

三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査を受けた年月によって、①旧税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)			
		①旧税率	②新税率	③重課税率	
三輪(50cc超660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①旧税率:平成27年3月31日までに初めて新規登録した車両で、新規登録から13年を経過するまで適用されます。

②新税率:平成27年4月1日以降に初めて新規登録した車両で、新規登録から13年を経過するまで適用されます。

③重課税率:毎年4月1日現在で最初の新規検査年月から13年を経過した車両に対して、環境配慮型税制により適用されます。

※電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料としている電力併用の軽自動車並びに非けん引車については、重課税率の対象外です。

(4) 入湯税

温泉など(鉱泉浴場)に入湯される方に課税されますが、納税は鉱泉浴場経営者となります。

入湯税は「目的税」として、環境衛生施設の整備や消防施設等の整備、観光の振興などの費用に充てられます。

●税率 入湯客1人1日について150円

※年齢が12歳未満の者や一般公衆浴場等は、課税免除されます。

原動機付自転車(原付バイク)及び小型特殊自動車

(1) 新規登録・所有者変更・廃車手続・標識変更

125cc以下の原動機付自転車とミニカー・小型特殊自動車のナンバーの交付については、本庁町民課をはじめ各出張所の地域住民課で取扱います。

なお、125ccを超える二輪車、三輪車、軽自動車及び250ccを超える二輪の小型自動車の届出窓口は下記のとおりです。直接お問い合わせの上、手続きを行ってください。

車種	届出窓口
2輪の軽自動車 (125ccを超え、250cc以下のもの)	鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)
3輪の軽自動車	軽自動車検査協会鹿児島事務所 (☎099-262-0606)
4輪の軽自動車	鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)
2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	鹿児島運輸支局(ヘルプデスク) (☎050-5540-2089) 鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)

(2) 標識(ナンバープレート)と交付証明書

旧町発行の標識を屋久島町発行の標識とみなして使用することができます。また、屋久島町の標識と随時交換ができます。標識の変更に伴う証明書の発行も併せていたします。

なお、合併後の新規登録から屋久島町の標識を交付します。



税金

各種税証明書の交付

各種税証明書

種類	内容	手数料	お問い合わせ先
所得証明	前年1年間の所得額	1件200円	町民課 ☎0997-43-5900
所得課税証明	前年1年間の所得額と町県民税額	1件200円	
課税証明	町県民税年税額	1件200円	
納税証明	年税額と納税額(国保税も証明できます)	1件200円	
資産証明	所有する土地・家屋の地目又は面積	1件200円	
評価証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び評価額	1件200円	
公課証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び課税標準額、税額	1件200円	
軽自動車税納税証明 (継続検査用)	軽自動車の車検を受けるための納税証明	無料	
租税特別措置法による証明	住宅用家屋の所有権保存登記、移転登記、住宅取得資金貸付等の抵当権の設定登記の登録免許税税率軽減のための住宅用家屋証明	1件200円	
課税台帳等の写し	固定資産名寄せ、償却資産種類別明細、町民税申告書の写し等	1件200円	
閲覧	固定資産名寄せ、償却資産種類別明細、町民税申告書の閲覧	1件200円	

※窓口にて交付申請書がありますので、印鑑と免許証・保険証などの本人確認書類をご持参の上、申請してください。
なお、本人以外の方が請求(申請)される場合は、委任状が必要となります。

各種台帳の閲覧及び地籍図の交付

(1) 各種台帳の閲覧

種別	閲覧できる場所
土地・家屋帳簿	町民課 ☎0997-43-5900
固定資産税の課税台帳兼名寄せ帳	
土地台帳、家屋台帳等	

(2) 地籍図の閲覧及び写しの交付

地籍図は、本庁町民課及び各出張所の地域住民課で写しの交付ができます。

(土地・家屋台帳の閲覧については、本庁のみでしか対応できませんのでご注意ください。)

種類	内容	手数料	お問い合わせ先
地籍図	1筆図形 (隣接土地・座標一覧を含む場合)	1枚 1,200円	町民課 ☎0997-43-5900
	図根点座標	1点 100円 (新座標)	
	土地 利用図 (A3版)	500分の1 1枚 200円	
		1,000分の1 1枚 300円	
		2,000分の1 1枚 400円	

税の申告

収入の申告には、所得税の確定申告(国税)と住民税申告(地方税)の2種類があります。

確定申告は、1年間に生じた所得に対して所得税額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算するための手続きです。確定申告を行うと、町民税・県民税についても申告を行ったと見なされます。

これに対して、住民税申告は、所得税の確定申告の必要はありませんが、町民税・県民税の計算をするために申告していただく必要がある場合の申告をいいます。

(1) 所得税の確定申告が必要な方

- 事業所得など給与所得以外の所得しかない方
- 給与所得のある方で年末調整を行っていない方
- 給与所得のある方で年末調整を行っているが、それ以外の給与や給与以外の所得が合計で20万円を超える方

(2) 住民税申告が必要な方

- 給与所得のある方で年末調整を行っているが、そのほかに合計20万円以下の年末調整を受けていない給与や給与以外の所得がある方
- 給与所得のある方で支払者からの給与の報告が役場に提出されなかった方
- 所得証明書の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料のない方

(3) その他

- (1)・(2)以外にも申告すべき場合がありますので、詳しくは本庁町民課にお問い合わせください。
- 通常の申告受付期間は2月から3月となります。申告受付についての日程や場所の詳細は、町報やくしま1月号に掲載します。
- 申告受付期間に申告をできなかった方や、申告を済ませた方で修正が生じた方につきましては、町民課で申告を受け付けます。



国民年金

健康長寿課

国民年金

※加入等の手続きは各出張所で行えます。
お問い合わせは健康長寿課保険年金係をお願いします。

国民年金の種類

区分	加入者	手続き	保険料の納入方法
第1号被保険者	自営業、農林業者及びその配偶者、学生、アルバイト、無職の方など	加入者自身が役場で行います。(20歳になった方は、手続きは不要です。)	加入者自身が行います。
第2号被保険者	会社員、公務員	勤務先の事業所が行います。	勤務先の加入年金制度から納められます。
第3号被保険者	会社員、公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養者の加入年金制度から納められます。

主な届出

	このようなとき	届出先	必要なもの
国民年金に加入するとき	会社を退職したとき	役場本庁 各出張所	基礎年金番号が分かる書類 退職日が確認できる書類 本人確認書類
	会社員である配偶者の扶養(健康保険)から外れたとき		
	任意加入するとき		基礎年金番号が分かる書類 本人確認書類
国民年金をぬけるとき	会社に就職したとき	勤務先	基礎年金番号が分かる書類 本人確認書類
	会社員である配偶者の扶養となったとき		
	死亡したとき	役場本庁 各出張所	年金証書、通帳、戸籍謄本、住民票謄(抄)本 など
その他	住所・氏名が変わったとき (転入・転出・転居・婚姻・離婚)	役場本庁 各出張所	基礎年金番号が分かる書類 本人確認書類
	保険料を納められないとき (免除申請、学生納付特例申請)		基礎年金番号が分かる書類 本人確認書類 ※学生は学生証の写し又は在学証明書
	年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失		本人確認書類
	生活保護の開始・廃止		保護開始(廃止)決定通知書 本人確認書類
	国民年金を請求するとき		通帳、配偶者の年金証書、戸籍謄本、住民票謄(抄)本、所得証明 など
	年金受取金融機関を変更するとき		通帳、通帳届出印

任意加入制度(以下の方は希望すれば加入できます。条件あり。)

- 60歳以上65歳未満の方(年金額を満額に近づけたい方など)
 - 年金の受給資格期間(10年)を満たしていない65歳以上70歳未満の方
 - 外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方
- ※任意加入保険料の納入方法は、原則口座振替(外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方を除く)



国民年金



国民健康保険・後期高齢者医療

● 健康長寿課 ※各種届出は、各出張所でも行えます。
宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所・永田出張所・栗生出張所

国民健康保険の加入と届出

勤務先の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入することになります。

主な届出

国民健康保険に加入、もしくは脱退するときは、必ず14日以内に届出を行ってください。

区分	こんなとき	必要なもの
国民健康保険に加入しなければならぬとき(加入手続き)	他の市町村から転入してきたとき	本人確認書類
	他の健康保険をやめたとき(被扶養者からははずれたとき)	本人確認書類、資格等喪失連絡票
	子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類
	生活保護の適用を受けなくなったとき	本人確認書類、保護廃止決定通知書
加入の必要がなくなるとき(脱退手続き)	他の市町村へ転出するとき	本人確認書類
	他の健康保険に加入したとき(被扶養者に認定されたとき)	本人確認書類、資格等取得連絡票
	死亡したとき	相続人代表者届出書
	生活保護を受けるようになったとき	本人確認書類、保護開始決定通知書
その他	住所、氏名、世帯主などの記載内容が変わったとき	本人確認書類
	保険証を紛失したとき	本人確認書類
	修学で子どもが他の市町村に転出するとき	届出人の本人確認書類、在学証明書、現住所が分かる書類

各種制度

区分	こんなとき	金額等
高額療養費	1か月の医療費を一定額以上支払ったとき	申請により基準額を超えた分が支給されます。
高額・介護合算療養費	1年間(毎年8月から翌年7月まで)の国保・介護の両保険に係る自己負担額が高額になったとき	申請により基準額を超えた分が支給されます。
出産育児一時金	被保険者が出産したとき	488,000円 (産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合 500,000円)
葬祭費	被保険者が死亡したとき	20,000円
人間ドック補助	被保険者が人間ドック、脳ドック、PETを受診したとき ●被保険者期間が1年以上あり、満30歳以上75歳未満の方 ●国保税の滞納が無いこと ●同年度に町の実施する特定健診を受けない方 ※2年に1回補助を受けることが出来ます。(事前申請が必要です。)	20,000円 (費用額が20,000円に満たない場合はその額)
		節目ドック: 満40歳になる方 30,000円 (費用額が30,000円に満たない場合はその額)

※健康保険等が切り替わった被保険者は、対象とならない場合があります。



広告



「らしさ」を大切に安心・信頼・笑いを提供します

訪問看護ステーション 雲雀



ご利用案内

看護

リハビリ

介護保険

医療保険

自費サービス

屋久島の医療・介護のことは何でもご相談ください

24時間365日対応 TEL:0997-46-4767

株式会社 Hibari-lmedic 屋久島町安房1796-14ヒバリービルズ107 FAX:0997-46-3997

看護師・リハビリ専門スタッフが
ご自宅へお伺いし
様々なサポートをご提供いたします



国民健康保険税

内容	お問い合わせ先																
●国民健康保険税は国民健康保険事業を円滑に運営するための目的税です。税を納めるのは世帯主の方で、世帯主が国保に加入していない場合も納入する義務は世帯主にあります。 ●納期 <table> <tr><td>第1期</td><td>7月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>9月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>10月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>11月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>12月1日から同月25日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>翌年1月1日から同月末日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>2月1日から同月末日まで</td></tr> </table>	第1期	7月1日から同月末日まで	第2期	8月1日から同月末日まで	第3期	9月1日から同月末日まで	第4期	10月1日から同月末日まで	第5期	11月1日から同月末日まで	第6期	12月1日から同月25日まで	第7期	翌年1月1日から同月末日まで	第8期	2月1日から同月末日まで	町民課 ☎0997-43-5900
第1期	7月1日から同月末日まで																
第2期	8月1日から同月末日まで																
第3期	9月1日から同月末日まで																
第4期	10月1日から同月末日まで																
第5期	11月1日から同月末日まで																
第6期	12月1日から同月25日まで																
第7期	翌年1月1日から同月末日まで																
第8期	2月1日から同月末日まで																
保険税の算定方法 <table> <tr> <td>所得割</td><td>その世帯の所得に応じた金額</td></tr> <tr> <td>均等割</td><td>その世帯の加入者数に応じた金額</td></tr> <tr> <td>平等割</td><td>一世帯当たりにかかる金額</td></tr> </table> ※税率や課税限度額については、変更が生じる場合があるため、町ホームページで最新の情報をご確認ください。	所得割	その世帯の所得に応じた金額	均等割	その世帯の加入者数に応じた金額	平等割	一世帯当たりにかかる金額											
所得割	その世帯の所得に応じた金額																
均等割	その世帯の加入者数に応じた金額																
平等割	一世帯当たりにかかる金額																

後期高齢者医療

従来の老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度として、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されました。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県の全市町村で組織する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営しており、屋久島町では申請等の窓口、徴収等の業務を行います。

後期高齢者医療制度に加入する方

満75歳の誕生日から、すべての方(生活保護受給中等は対象外)が健康保険や共済組合等の保険制度から脱退し、後期高齢者医療制度に自動的に加入することになります。

また、満65歳以上で一定の障がいをお持ちの方は、申請により加入することができます。

被保険者証(保険証)

満75歳の誕生日までに、保険証が郵送されます(自動加入のため手続は不要)。

保険証は、加入された日から次の7月31日までが有効期限となります。

また、初年度以降は1年更新となり、保険証の更新を7月中に行います。

後期高齢者医療の保険料

後期高齢者医療の保険料は、個人ごとの負担となり、毎年7月に年度の保険料を計算して通知します。

支払う方法は原則として、2か月ごとに支払われる年金からの差引きとなります(特別徴収)。年金からの差引きができない方は、納付書により7月から12月までの7回で支払うことになります(普通徴収)。

なお、普通徴収の場合、金融機関等で申請することにより口座振替をご利用いただけます。

主な届出

区分	こんなとき	必要なもの
加入するとき (資格取得)	他の都道府県から転入するとき	負担区分証明書、本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類
	65歳以上で一定の障がいを持っている方が加入したいとき	障害者手帳等(障害の状況が確認できる書類)、本人確認書類
資格がなくなるとき (資格喪失)	他の都道府県に転出するとき	本人確認書類
	生活保護を受けることになったとき	保護決定通知書、本人確認書類
	65歳以上で一定の障がいを持っている方が加入をやめたいとき	本人確認書類
	死亡したとき	相続人代表届出
その他	保険証を紛失したとき	本人確認書類
	町内間で転居するとき	本人確認書類
	名前が変わったとき	本人確認書類

各種制度

区分	こんなとき	金額等
限度額適用・標準負担額減額認定	入院時の自己負担額及び食事代の減額を受けるとき(同一世帯の全員が住民税非課税である場合)	認定証の提示により、該当区分の自己負担限度額に減額されます。
葬祭費	被保険者が死亡し、葬儀を行ったとき	20,000円
人間ドック補助	●被保険者が屋久島町に住所を有するもの ●後期高齢者医療保険料の滞納がないこと ●同年に町の実施する長寿健診を受けない方が、人間ドック・脳ドック・PETを受診したとき ●2年に1回補助を受けることができます。(事前申請が必要です)	20,000円(上限) (費用額が20,000円に満たない場合はその額)
高額療養費	入院などのため、窓口で支払った自己負担額が高額になったとき(1か月の医療費が自己負担限度額を超えたとき)	申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。
高額介護合算療養費	後期高齢者医療と介護保険を両方利用して、1年間に支払った自己負担額が高額になったとき	申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

※高額療養費や高額介護合算療養費の該当となった場合は、被保険者宛に鹿児島県後期高齢者医療広域連合から通知がありますので、その後、健康長寿課または各出張所の窓口で申請してください。

その他の注意事項

保険証の再交付について

紛失したり破れたりして使えなくなったときは、再交付できますので、健康長寿課または各出張所の窓口で申請してください。

負担割合について

世帯の構成員が変わったり、修正申告などで所得の変更があったりしたときは、負担割合が変わることがあります。

保険証の返却について

資格がなくなった場合や新しい保険証が交付され、使えなくなった保険証は、健康長寿課または各出張所の窓口で返却してください。

また、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した際には、それまで加入していた保険制度(健康保険や共済組合等)の保険証は、各保険者へ返却してください。





保健・健康

健康長寿課

各種検診

自分の体の健康チェックと健康管理のため、ぜひ受診しましょう。

集団検診

保健センターや公民館等で行います。

種別・対象者	内容	個人負担金	通知・案内
胃がん検診(50歳以上)	問診、胃部エックス線撮影(バリウム検査) ※80歳以上の方には、病院(主治医の管理下)での検診をお勧めしています。	1,500円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	希望者へ問診票と受診票を送付します。
大腸がん検診(40歳以上)	問診、便潜血検査(二日法)	500円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
肺がん検診(40歳以上)	問診、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診(ハイリスク者のみ)	500円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料 喀痰検診:900円	対象者全員に問診票を送付します。
乳がん検診(40歳以上の女性)	問診、マンモグラフィー 40~49歳はマンモ2方向 50歳以上はマンモ1方向	40~49歳:1,700円 50歳以上:1,100円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	希望者全員に問診票を送付します。
子宮がん検診(20歳以上の女性)	問診、視診、子宮頸部の細胞診	1,200円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
腹部超音波検診(40歳以上)	問診、腹部(肝臓、脾臓、腎臓、脾臓、胆のう)の超音波画像診断	1,100円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
骨粗しょう症検診(40歳以上)	問診、踵の骨密度測定(超音波)	900円 ※年度末40・45・50・55・60・65・70歳女性はクーポン券により無料	
結核レントゲン検診(65歳以上)	胸部エックス線撮影	無料	対象者全員に問診票を送付します。
前立腺がん検診(50歳以上の男性)	血液検査でPSA値を調べます。	1,900円	検診当日申込み
肝炎ウイルス検診(40歳~74歳)	血液検査(B型+C型)	700円 生活保護世帯:無料 ※年度末40・45・50・55・60・65歳のうち、過去に受診したことのない方はクーポン券により無料	
胸部ヘリカルCT検診(40歳以上)	問診、低線量CT検査	7,500円 (年度末60歳・65歳はクーポン券により4,000円)	希望者へ問診票と受診票を送付します。
特定健診(40歳~74歳の国保加入者)	問診、身体計測、腹囲測定、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査、医師診察	集団検診:無料 個別検診:1,000円	40歳~74歳の国保加入者全員に送付します。
健康診査(生活保護世帯40歳以上)	上記、特定健診と同じ。		
長寿健診(後期高齢者医療保険の加入者)	上記、特定健診と同じ。 (ただし、腹囲測定と眼底検査はなし)	無料	希望者へ問診票と受診票を送付します。

*金額は変更になることがあります。

広告

屋久島南部医療圏の中核を担う診療所として
さまざまな健康相談に応じております

屋久島尾之間診療所

院長 杉下 智彦

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:15~12:00	●	●	●	●	●	●
13:30~17:00	●	★	●	●	●	●

★火曜午後は訪問診療を行っています
※急患の方はお電話ください
屋久島町尾之間136-6
TEL:0997-47-3277

やくしま森の診療所

院長 森 千祥

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
14:30~17:30	●	●	●	●	●	●

※診療時間は午前12:30/午後18:00まで
【休診日】
水曜午後・土曜午後・日曜・祝日
屋久島町安房 2395-1
TEL.0997-47-1010
FAX.0997-47-1011

スマイル クリニック

あらき歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	●

■休診日■ 日曜日・祝日
土曜日午後(第3土曜日は休み)
屋久島町宮之浦197
TEL 0997-42-2248

はみがき
わすれずに...

高齢者の予防接種

種別	対象	公費負担	備考
インフルエンザ	●65歳以上 ●60～64歳で厚生労働省が定めた障害がある方。	2,000円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。 事前に個別通知します。
高齢者肺炎球菌	●年度末年齢65歳の者 ●60～64歳で厚生労働省が定めた障害がある方。ただし、これまでに当該ワクチンを1回以上接種した方は除く。	3,300円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。 事前に個別通知します。

新型コロナウイルスワクチン接種

種別	対象	公費負担	備考
コロナウイルス	●65歳以上 ●60～64歳で厚生労働省が定めた障害のある方。	未定 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種 事前に個別通知をする予定です。

健康づくり

健康教育及び相談等 *40歳以上が対象。

種別	内容	実施方法	お問い合わせ先
総合健康相談	①健康相談(血圧測定、体脂肪測定、身長・体重の計測等) ②栄養相談及び指導	●各種イベント等の機会を利用するほか、個別相談にも応じています。	健康長寿課 ☎43-5900
集団健康教育	●「病態別」「一般」「ロコモティブシンドローム」「歯周疾患」「薬剤」「COPD」等をテーマに実施		
重点健康相談	●「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」「歯周疾患」「骨粗しょう症」「女性の健康」「病態別」「心の健康づくり」をテーマに実施します。		
訪問指導	●生活習慣病の予防や健康管理に関する相談、指導を行います。	●ご家庭を訪問します。	

健康手帳の交付

各種検診の結果等を書き込んだり綴っていただくため健康管理に役立つ手帳です。
40歳以上の希望者に交付します。

広 告

保健・健康

いつでもどこでも誰でもが
最前の医療を
受けられる社会を目指して

医療法人徳洲会の理念 生命を安心して預けられる病院 健康と生活を守る病院



医療法人徳洲会
屋久島徳洲会病院

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 2467 番地
TEL 0997-42-2200(代) FAX 0997-42-2202

診療科目

内科・外科・産婦人科・形成外科
歯科・口腔外科・小児科・耳鼻咽喉科
整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科
精神科・放射線科・循環器内科



福祉

福祉支援課

高齢者福祉

(1) 高齢者バス利用特例制度

種別	対象	内容	お問い合わせ先
高齢者バス 利用カード	●70歳以上でバス利用が可能な方(70歳未満の運転免許自主返納者を含む)	●自己負担額4,000円を負担し、屋久島交通バス生活圏域内路線が乗り放題となるカードを交付します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

※有効期間は、7月1日(7月1日以降に申請された方は申請した日)から翌6月30日までとなります。

(2) 敬老祝い金

長寿を祝福し、敬老の意を表するため敬老祝い金を支給します。

※該当年齢に達する年度の4月1日現在で屋久島町に1年以上住所を有している者

区分	支給額
満 80歳	年額 10,000円
満 85歳	年額 10,000円
満 90歳	年額 20,000円
満 95歳	年額 20,000円
満100歳	年額 100,000円
満101歳以上	年額 50,000円

障がい者福祉

(1) 各種手帳

事業名	内容	届出・申込先
身体障害者手帳	身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1～6級の区分があります。	福祉支援課 ☎0997-43-5900
療育手帳	知的障がい者(児)と判定された方に交付されるもので、障がいの程度によりA・Bの区分があります。	
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度により1級～3級の区分があります。	

※手帳の交付には申請が必要です。また、申請には写真や印鑑等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

広告

社会福祉法人 淳成会
竜 天 園
指定介護老人福祉施設(鹿児島県指定) 事業所番号 4678300031
指定介護老人福祉施設
指定(介護予防)短期入所生活介護
居宅介護支援事業スケッチライフ竜天園

屋久島町船行 1068-3
TEL:0997-46-3114
FAX:0997-46-2737
E-mail:ryuten2@adagio.ocn.ne.jp



私たち愛心会は人間の尊厳を尊び、適切で良質なサービスを提供致します。

特別養護老人ホーム 縄文の郷

縄文の郷では、
介護支援専門員・調理スタッフ
を急募しております。
屋久島町宮之浦 2458-2

TEL:0997-42-2820



就労継続支援事業所 屋久の郷

屋久島町宮之浦 2459-1

TEL:0997-42-0775



グループホーム こもればの杜

屋久島町安房 2354-4

TEL:0997-46-2139



デイサービス 安房の丘

屋久島町安房向エ野 2354-15

TEL:0997-49-7222

社会福祉法人 愛心会 / <https://aishin-kai.or.jp>

(2)手当

名称	対象者	支給額	お問い合わせ先
特別障害者手当	常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい者(20歳以上)	月額27,980円	福祉支援課 ☎0997-43-5900
障害児福祉手当	常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児(20歳未満)に支給されます。	月額15,220円	
特別児童扶養手当	20歳未満の精神又は身体に障がいを有している児童を監護する父母又はその児童を養育している方	(1級)月額53,700円 (2級)月額35,760円	
ねたきり老人等介護手当	介護保険の所定のサービスを利用していないねたきり状態の者の介護者等に支給されます。	月額10,000円	福祉支援課 ☎0997-43-5900

※所得によって支給が制限される場合があります。また、支給額は令和6年3月現在の金額です。

(3)各種助成制度

名称	内容	お問い合わせ先
障害福祉サービス	在宅で訪問を受けたりする「在宅サービス」、施設に通所し昼間の活動を支援する「日中活動サービス」、施設入所等の「居住支援サービス」を利用できる制度です。 居宅介護、生活介護、就労継続支援、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスなど	福祉支援課 ☎0997-43-5900
自立支援医療 精神通院医療	県が指定した医療機関に通院して精神医療を受ける場合に、その医療費を公費で負担する制度です。	
育成医療 (18歳未満の方)	身体に障がいのある児童や現存する疾患が、これを放置すれば将来障害を残すと認められる児童のうち、障がいの除去あるいは軽減のために県の指定する医療機関に入院若しくは通院した場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。	
更生医療 (18歳以上の方)	身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がい部分の手術や治療を県が指定した医療機関において行う場合に、その医療費の一部を公費で負担する制度です。	
重度心身障害者(児)医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1を所持している方について、保険診療の自己負担額を助成します。	
補装具の交付・修理	身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活等を容易にするために補装具(義肢、杖、補聴器、車いす等)を購入又は修理する場合に、その費用を助成します。	
重度心身障害者(児)等の日常生活用具の給付(貸与)	在宅の重度の心身障がい者(児)及び精神障がい者に日常生活用具(特殊寝台、浴槽、便座、オムツ、蓄便袋等)をそれぞれの障害に応じて給付又は貸与します。	
軽度・中等度難聴児補聴器助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成する制度	
臓器機能障害者旅費助成	臓器の機能不全等により島外の医療機関において臓器移植術を受ける者及び臓器移植後の免疫抑制療法等の治療を受ける者に対し、旅費の一部を助成する制度	

※所得状況によって負担が発生したり、制度の対象外となる場合があります。

広 告





社会福祉法人 屋久島町社会福祉協議会

【本所】 屋久島町宮之浦
2467 番地 19 (縄文の苑)
TEL 0997-42-2711
FAX 0997-42-2361

【支所】 屋久島町尾之間
459 番地 1 (こまどり館)
TEL 0997-47-3232
FAX 0997-47-3233

地域福祉活動推進部門

- ・地域福祉推進(生活支援コーディネーター活動・福祉団体支援・サロン活動支援・福祉講座 他)
- ・ボランティアセンター運営(有償ボランティア「屋久島愛らんどネット」・保険加入手続き 他)
- ・子育て支援・福祉サービス利用支援・生活福祉資金貸付・法外援護資金貸付・心配ごと相談
- ・赤い羽根共同募金・日本赤十字社

在宅介護サービス部門(介護保険事業/障害福祉事業)

- ・居宅介護支援(ケアマネジャー)・通所介護(デイサービス)・訪問介護(ホームヘルパー)

(4)相談窓口等

障がいのある方が安心して生活が送れるように各種の相談に応じます。

区分	窓口	
身体障がい者(児)の方	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	☎099-229-2324
	民生委員	各地区民生委員
知的障がい者(児)の方	鹿児島県中央児童相談所・鹿児島知的障害者更生相談所	☎099-264-3003
精神障がい者の方	屋久島保健所	☎0997-46-2024
	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-255-0617
発達障がい者(児)の方	(者)鹿児島県発達障害者支援センター	☎099-264-3720
	(児)鹿児島県こども総合療育センター	☎099-265-2400
上記区分全般について	相談支援センターやくしま	☎0997-46-2277

障がい者110番

障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)並びにその家族の日常生活における不安や悩みに対応するために、県の委託を受けて「社会福祉法人：鹿児島県身体障害者福祉協会」が常設の相談窓口を設置しています。

相談窓口の設置時間	弁護士の面接相談	相談電話番号
①月曜日～金曜日 9:00～17:00 ②第1・第3日曜日 10:00～16:00 ※日曜開設日の翌日及び祝祭日は休業となります。	第3水曜日 14:00～16:00 ※予約が必要です。	☎099-228-6000 (FAX兼用)

(5)障がい者のための税金・公共料金等の軽減措置

所得税・相続税・町県民税の障害者控除

対象税目	内容	お問い合わせ先
所得税・相続税	●障害の程度(障害に準ずる人として町が認定した者を含む)に応じて、「特別障害者控除」及び「一般障害者控除」などの軽減措置があります。	種子島税務署 (☎0997-22-0440)
町県民税		町民課 (☎0997-43-5900)

自動車税等の軽減

区分	内容	お問い合わせ・申請先
普通自動車	●身体や精神に障がいのある方が所有する車(年齢18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と生計を同一にする方が所有する車を含む。)については、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が軽減されます。	熊毛支庁 総務企画部県税課 (☎0997-22-1131)
軽自動車	【車の利用目的】 ①身体障がい者本人が日常生活のために利用する場合 ②生計同一者や常時介護者が、障がい者の通院・通学・通所等のために利用する場合	町民課 (☎0997-43-5900)

NHK放送受信料の減免

対象	割引率
身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除
知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除
身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	

- 「放送受信料免除申請書」については、各出張所でも受け付けます。

交通機関の割引

区分	内容	割引率
旅客運賃割引制度	各交通機関の窓口到手帳を提示することで、割引を受けられることがあります。詳細については、各交通機関窓口にてお問い合わせください。	
有料道路通行料金の割引(別途の登録により、ETCでも可能です。)	内容は福祉支援課へおたずねください。	50%

※切符購入等の際に身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。
なお、詳しくは各会社の窓口におたずねください。

携帯電話等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けている方を対象に携帯電話の基本料金の割引サービスがあります。

詳細については、各電話会社の取扱店におたずねください。

地域福祉

口永良部急患発生時の渡船料補助

口永良部島において急患が発生し屋久島への移送が必要な場合に渡船料の一部を補助します。

対象	内容	お問い合わせ先
●口永良部島に住所を有する者で、医師又は看護師がヘリコプター搬送するまでには至らないと判断した急病人	●移送にかかる渡船料(往路分)について、5万円を上限として補助します。	健康長寿課 ☎0997-43-5900

口永良部妊婦分娩のための費用一部補助

対象	内容	お問い合わせ先
●口永良部島に住所を有する方が、口永良部島以外の地で出産したとき	●1回の出産につき、上限5万円を補助します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

口永良部船便欠航宿泊補助

口永良部島の住民が屋久島において、天候不良で船便が欠航した場合に宿泊料の一部を補助します。

対象	内容	お問い合わせ先
●口永良部島に住所を有する者及びその子どもで、県内・県外の学校に在学中の者	●宿泊料 1人あたり上限3,850円までを補助します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

生活保護

☎福祉支援課 ☎0997-43-5900

生活に困った方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、積極的に自立の支援を行うことを目的としています。

資産の活用、親族の援助など最大限の努力をしてもなお生活に困る場合はご相談ください。

現在の生活状況などをお聞きし、保護の可否を判断します。

地域包括支援センター

☎健康長寿課

地域包括支援センターは、高齢者が地域で健やかに安心して暮らしていくために医療・介護・福祉・保健など総合的な支援を行うために生活圏域ごとに設置し、保健師、主任ケアマネージャーなどの専門スタッフにより高齢者の日常生活に関する課題の把握や支援、様々な相談事を受け、必要なサービス等につなぐとともに、継続的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの介護や福祉など総合的に支援する相談窓口です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

センター名	所在地・連絡先など	
北部地域包括支援センター	所在地	屋久島町宮之浦1593番地
	電話番号	0997-43-5900
	ファックス番号	0997-42-2732
	担当圏域	永田、吉田、一湊、志戸子、宮之浦、楠川、柳川、小瀬田、長峰、口永良部島
南部地域包括支援センター	所在地	屋久島町尾之間101番地
	電話番号	0997-43-5900
	ファックス番号	0997-47-3191
	担当圏域	永久保、船行、松峯、安房、春牧、平野、高平、麦生、原、尾之間、小島、平内、湯泊、中間、栗生



福祉



介護保険

健康長寿課

介護保険

介護保険は、急速な高齢化、寝たきりや認知症の高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから難しくなってきた家族介護を社会全体で支え、支援していく制度です。

介護が必要になった方は、地域包括支援センターに相談し、その後健康長寿課で要介護(要支援)認定申請をしてください。「介護保険サービスを受けるための手続き」(45ページ)をご覧ください。

加入対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)です。

介護保険の加入の手続きについては、住民票の異動確定により自動的に更新されますので、原則として手続きの必要はありませんが、次のようなときは届け出が必要です。

※詳しくは、健康長寿課へお問い合わせください。

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
要介護認定を受けているものが、町外から屋久島町に転入したとき	●受給資格証明書(前の市区町村から転出時に発行されます。) ※前の市区町村で既に要介護認定を受けている人のみ必要です。
町外に転出するとき(※①住所地特例の場合を除く)	●介護保険被保険者証(返却してください。) ※要介護認定を受けている場合は、受給資格証明書を発行します。(受給資格証明書は、転出先の市区町村に提出してください。)
町内で転居したとき	●介護保険被保険者証(住所の書き換えを行います。)
死亡したとき	●介護保険被保険者証(返却してください。)
障害者施設等への入所・退所を行ったとき(※②)	●介護保険被保険者証 ●印鑑

※① 町外の住所地特例施設への入所者

町外の次の施設に入所するために住所が施設の所在地に変わったときや、既に入所していて住所が変わったとき、施設入所者は、引き続き屋久島町介護保険の被保険者となります。

1. 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)
2. 有料老人ホーム
3. 軽費老人ホーム
4. サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するサービスを提供するもの)
5. 養護老人ホーム(老人福祉法の入所措置がとられている場合)

※住所地特例施設の所在地へ転出の際は、屋久島町健康長寿課介護保険係までご連絡ください。

※② 介護保険被保険者適用除外施設(障害者支援施設等)への入所者

障害者支援施設等へ入所又は入院している者の内、生活介護を受けている者は、介護保険サービスに相当する障害者施策などの適用を受けることから、介護保険の被保険者とならない場合があります。

その場合、当該施設に入所及び退所をする場合は届け出が必要です。

詳しくは、屋久島町健康長寿課介護保険係までお問い合わせください。

介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法
第1号被保険者 (65歳以上の方)	●年金の受給額などによって納め方が法律で決められています。保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」に大きく分かれており、本町からの介護保険料の通知に (特別徴収):老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円(月額15,000円)以上の方の場合は、偶数月に支払われる年金から保険料が天引きとなります。 (普通徴収):年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入してきた方などは、納期ごとに納付書を持って指定金融機関などで納めていただくか、口座振替による納付となります。 納期は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期です。
第2号被保険者 (40～64歳の方)	●加入する医療保険の種類によって異なります。(職場の健康保険などの加入者) 健康保険などの保険料に介護保険料を加えた合計額が、給与などから差し引かれます。 【国民健康保険の加入者】 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

利用できる介護サービス

種別	対象者	内容
居宅系サービス	事業対象者	【在宅サービス】 訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)
	要支援1・2の方 及び 要介護1～5の方	【在宅サービス】 訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション(デイケア)、通所介護(デイサービス)、居宅療養管理指導、短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)、短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)、福祉用具の貸与(特殊寝台、車いす、歩行器など) 特定福祉用具購入費の補助(腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具など) ※同一年度内の福祉用具購入費(限度額10万円)のうち9割相当額 住宅改修費の補助(手すりの取り付け、床の段差解消、滑り防止など) ※同一住宅で対象となる改修工事費の9割相当額(限度額20万円)
		【地域密着型サービス】 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・夜間対応型訪問介護 等
施設系サービス	要介護1～5の方	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設 等

※サービスを利用した場合は原則として費用の1割から3割の自己負担が必要となります。また、施設に入所された場合は食事代や日常生活費等の自己負担も必要となります。

介護保険サービスを受けるための手続き

介護保険サービスを受けるには、「事業対象者」となるか「要介護(要支援)」の認定申請を行い、認定を受けなければなりません。

相談

相談窓口	地域包括支援センター、健康長寿課
相談方法	●相談は、本人又は家族の方が行います。

※相談内容によっては、「基本チェックリスト」を行い、事業対象者としてサービスを受ける可能性もあります。

申請

申請窓口	地域包括支援センター、健康長寿課
申請方法	●申請は、本人又は家族の方が行います。ただし、指定居宅介護支援事業や介護保険施設が、ご本人に代わって手続きを行うことができます。
申請に必要なもの	1. 介護保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方は医療保険証) 2. マイナンバーカード 3. 印鑑 4. 申請書に『主治医(かかりつけのお医者さん)』を記載していただきますので、病院の住所・主治医の氏名

訪問調査・医師の意見書

訪問調査	●調査員が申請者の自宅などに訪問し、心身の状態について聞き、調査票を作成します。
医師の意見書	●屋久島町から、主治医に意見書の作成を依頼します。

認定審査会(一次判定・二次判定)

一次判定	●訪問調査及び医師の意見書の結果をコンピュータに入力して、介護の基準時間等を推計します。
二次判定 (介護認定審査会)	●調査の結果及び医師の意見書をもとに、医師、看護師、保健師など医療・保健・福祉の専門家による認定審査会で介護の必要度を審査・判定します。

認定結果通知

結果通知	●認定審査会が判定し、町が申請から30日以内に結果を通知します。
認定結果	要支援(1～2) ●介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護予防サービスが利用できます。
	要介護(1～5) ●介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護サービスが利用できます。また、施設入所が可能です。
	非該当 ●介護保険のサービスは利用できませんが、一般の保健福祉サービスを利用できる場合がありますので、地域包括支援センター又は役場健康長寿課へご相談ください。
不服申し立て	●認定結果に不服のある方は、鹿児島県介護審査会へ不服申し立てができます。また、役場健康長寿課の介護保険相談窓口でもご相談を受け付けます。

介護サービスの利用



生活環境

ごみ

➡ 生活環境課

ゴミの収集日

区分		北部地区 (長峰～永田)	南部地区 (永久保～栗生)
燃えるごみ (燃えるごみ袋)	汚れのひどいプラスチック・ビニール類、貝殻、鶏の骨等、汚れのひどい紙類、金具が付いていない衣料品	毎週火・金曜日	毎週火・金曜日
資源ごみ (資源回収用袋)	紙類  (汚れていないもの)	毎週火曜日	毎週火曜日
	プラスチック・ビニール類  (汚れていないもの)	毎週火曜日	毎週火曜日
	ペットボトル(内容物・フタ・ラベルを除いたもの)	毎週木曜日	毎週木曜日
	空き缶、スプレー、カセットガスボンベ、アルミホイル等(内容物を除いたもの)必ず使い切って出してください	毎週木曜日	毎週木曜日
	ビン類(内容物・金属、プラスチックフタを取除いたもの)	毎週土曜日	毎週木曜日
	発泡スチロール・各種トレイ(汚れていないもの)	毎週土曜日	毎週水曜日
	小型粗大ごみ(上記以外の燃えないもの)	毎週水曜日	毎週土曜日
資源ごみ (生ごみ専用袋)	生ごみ(貝殻、鶏の骨等を除いたもの)	毎週月・水・金曜日	毎週月・水・金曜日
資源ごみ (ステッカー)	ダンボール、新聞紙、雑誌・チラシ等をそれぞれひもで束ね約10kgに、1枚の収集ステッカーを貼ってください	毎週木曜日	毎週月曜日
大型粗大ごみ (ステッカー)	ふとん等、タンス、カーペット等 約10kgに1枚を目安に貼ってください	第1・3土曜 拠点回収	第2・4土曜
廃食用油・廃蛍光管・廃乾電池・紙パック 		随時 拠点回収	随時 拠点回収

※詳しくは、各家庭にお配りしている「家庭ごみ収集日(北部地区・南部地区)」をご覧ください。

広 告

金属リサイクル・買取

適正買取中!

●鉄くず ●非鉄金属 等

一般の方も歓迎



株式会社川田商会

屋久島町船行 1046-51 TEL.0997-46-3651

お気軽にご連絡
お問い合わせください!
営業時間/ 8時～17時
休業日/ 土曜日・日曜日・祝日



指定ゴミ袋

区分	袋	手数料(1枚当たり)		
		大	中	小
燃えるゴミ袋	緑 色	35円	30円	25円
資源回収用袋	透 明	35円	30円	25円
生ゴミ専用袋	透 明	—	25円	20円
ステッカー			30円	
生ゴミ収集券(事業所用)			200円	

合併前の旧町のごみ袋も使用可能です。
合併後、平成27年6月30日までの指定ごみ袋については、以下のものを入れて出すことができます。
①緑色(燃えるごみ)袋には、紙類、プラスチック・ビニール類を除いた燃えるごみ
②黄色(資源ごみ)袋には、袋の記載にプラスして、紙類、プラスチック・ビニール類
③青色(空き缶等)袋には、袋の記載どおり空き缶等
④透明(小型粗大)袋には、袋の記載どおり小型粗大ごみ

ごみ処理施設に直接搬入(クリーンサポートセンター:TEL 0997-49-1918)

動物の死体(1体当たり)	500円	役場に連絡し、支払いを行ってからサポートセンターへ持ち込む。	※受付時間は、日曜日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く、午前8時30分から午後4時30分まで。 ただし、12月30日は午前8時30分から午後3時までです。
10kg当たり (10kg未満の時は、10kgとして計算)	30円	指定袋及び指定ステッカー使用の場合は無料です。	

生ゴミ処理容器購入補助

口永良部島の生ゴミについては、その処理を各家庭で行うようお願いしていることから、生ゴミの減量化及び処理のため、口永良部島の方に限り「コンポスト容器」等の購入に対し、購入額の半額(上限有り)について補助を行います。

電気

➡ 宮之浦出張所:電気課

電気の新設、増設、改造、修理などは、必ず電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「電気工事業法」という。)に基づく登録をしている業者に依頼してください。電気に関するいろいろな相談にのっていただけます。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
電気を使い始めるとき	●電気課窓口で書類による届出が必要です。 ・使用場所 ・使用者名 ・使用開始の日 ・連絡先の電話番号 ・お支払いの方法	宮之浦出張所電気課
電気の使用をやめるとき	●電気課窓口で書類による届出が必要です。 ・住所、氏名 ・お客様番号 ・引越し月日(最後に電気を使用する日) ・引越し先の住所、電話番号、連絡先等 ・精算方法	
電気の新設・改造を行うとき	●電気の新設・改造等を行うときは、書類による届出が必要です。工事等については、電気工事業法に基づく登録をしている業者に依頼してください。	電気工事業法に基づく登録業者
宅地内の電気が故障したとき	●電気メーターから宅地内の電気故障に係る修理は、電気工事業法に基づく登録業者に依頼してください。(修理代金は需用者負担となります。)	

※町(志戸子区から長峰区)以外の配電区域については下記までお問い合わせください。

- 永田区から一湊区までの地域および口永良部島
九州電力株式会社熊毛配電事業所 ☎0800-777-9452
- 安房区内
安房電気事業組合 ☎0997-46-2053
- 安房区以外の旧屋久町
種子屋久農業協同組合 ☎0997-47-2629

広 告

水まわりのリフォーム

トイレ 台所 お風呂

エアコン 土木一式 浄化槽

電気 ポイラー エコキュート

屋久島町電気水道工事指定店
有限会社 **ナガノ工業**

県知事許可(般-2)第11273 代表取締役 小松 大介
管・電気・土木・建築・浄化槽・造園工事一式
屋久島町宮之浦378-3 TEL 0997-42-2165

電気・給排水衛生設備・浄化槽工事一式

有限会社大黒電気水道

代表取締役 眞邊 昭仁

〒891-4206 鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川330番地
TEL:0997-42-2922・FAX:0997-42-2923



生活環境

水道

→ 生活環境課

水道の新設、増設、改造、修理などは、必ず屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。水道工事にあたってのいろいろな相談にのっていただけます。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
水道を使い始めるとき	●生活環境課窓口又は各出張所窓口で書類による届出が必要です。 ・使用場所 ・使用者名 ・使用開始の日 ・連絡先の電話番号 ・お支払いの方法	生活環境課 各出張所
水道の使用をやめるとき	●生活環境課窓口又は各出張所窓口で書類による届出が必要です。 ・住所、氏名 ・お客様(給水栓)番号 ・引越し月日(最後に水道を使用する日) ・引越し先の住所、電話番号、連絡先等 ・精算方法	
水道の新設・改造を行うとき	●新築等の際に水道の新設・改造等を行うときは、書類による届出が必要です。工事等については、屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。	屋久島町指定給水 装置工事業者
宅地内の水道管や蛇口が壊れた、蛇口の水が完全に止まらないとき	●水道メーターから宅地内の漏水や蛇口などの修理は、屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。(修理代金は需要家負担となります。)	

排水処理

→ 生活環境課

合併処理浄化槽

新設、増設、改造、修理などは、必ず鹿児島県に登録されている浄化槽工事業者に依頼して行ってください。

農業集落排水処理施設(原集落に限る。)

使用開始又は停止の届出が必要です。水道と併せて手続きしてください。

新設、増設、改造、修理などは、必ず生活環境課へ届け出を行ってください。

犬の登録と狂犬病予防注射

→ 生活環境課

犬の登録について

- 生後90日以上の子犬は登録が必要です。登録は生涯1回のみで鑑札は即時交付されます。町内の動物病院または毎年町内各所で行われる狂犬病予防集合注射の会場でも登録の受付をしています。

登録手数料	3,000円	再交付(紛失)1,600円
-------	--------	---------------

※マイクロチップ登録手数料と市町村が徴収する登録手数料とは異なります。

登録の変更について

- 町内で飼い主の変更、飼い犬、住所などに変更があったときは役場まで、ご連絡ください。
- 町外へ転出するときは、屋久島町の鑑札を持って、転出先の市区町村で手続きをしてください。



生活環境

広 告

有限会社 エコシステム
代表取締役 相良 肇

営業品目 浄化槽保守点検・浄化槽清掃
土木工事

休日・夜間 緊急出動体制
〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 773-48
TEL 0997-43-5538 FAX 0997-43-5211

し尿処理・浄化槽維持管理・浄化槽修理

有限会社 光清掃社
代表取締役 三角 政敏

屋久島町宮之浦2450-233 TEL.42-0365 FAX.42-0938

狂犬病予防注射について

- 狂犬病予防注射は毎年1回受けることが狂犬病予防法により義務づけられています。
- 町では毎年町内の公民館等で集合注射を実施しております。
- 登録済みの犬の飼い主へは、日程、会場等を文書で通知します。
- 会場では、新規の犬の登録はできませんが、町外からの転入手続きはできません。
- 犬の登録と狂犬病予防注射は、町内の動物病院でも随時実施しています。
- 集合注射以外は、町内の動物病院で注射を受けてください。
- 注射を受けると、屋久島町の注射済票が交付されますが、町外の動物病院で注射を受けた場合は、証明書(注射済票)を受け取り、生活環境課生活衛生係で交付の手続きをしてください。

注射済票交付手数料	550円	再交付(紛失)	340円
予防接種料金	2,850円		

町営住宅

建設課

町営住宅は、町が整備し管理運営する低所得者向けの住宅です。したがって、入居に際しては、入居基準(所得基準、世帯状況、町税等の滞納がないなど)に適合し、かつ、住宅に困っていることが明らかな方が対象となります。

また、町営住宅では、いろいろな義務が定められており、一般の民間賃貸住宅とは異なっている点がありますので、入居者一人ひとりのご理解とご協力が必要となります。

町営住宅への入居に関しては、建設課にお問い合わせください。

町営船

政策推進課

町営船「フェリー太陽Ⅱ」は、屋久島と口永良部島・種子島を結ぶ重要な生活航路です。

町営船に関しては、政策推進課にお問い合わせください。

フェリー太陽Ⅱ時刻表

	口永良部島		宮之浦		島間 (南種子町)
偶数日	9:40	←	8:00		
	10:20	→	12:00		
			13:00	→	14:05
			15:50	←	14:45
奇数日			9:00	→	10:05
			11:50	←	10:45
	14:40	←	13:00		
	15:20	→	17:00		

旅客運賃

等級・種別	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
大人	2,140円	1,460円	3,580円
大人(島民割引)	950円	—	—
小人	1,070円	730円	1,790円
小人(島民割引)	480円	—	—
大人 身障・知的・精神障害者	1,070円	730円	1,790円
大人(島民割引) 身障・知的・精神障害者	430円	—	—
団体運賃	種別料金×人数×0.9(10円未満切上)		
学生団体	種別料金×人数×0.7(10円未満切上)		

- ・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。
- ・島民割引(有人国境運賃低廉化割引)の適用を受けるには、離島航空割引カードの提示が必要です。
- ・学生割引は、学校長などの発行する運賃割引証の提出が必要です。
- ・小人は小学校に就学している児童です。
- ・未就学児は大人1人につき1人無料です。
- ただし、1人を超える場合は1人につき大人の半額の料金です。

- ・身体障害者手帳、療育手帳の1種の方は、本人と介護者が対象になります。2種の方は片道101km以上を旅行する場合に限り、本人のみ適用となります。
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級の方は、本人と介護者が対象になります。2級及び3級の方は片道101km以上を旅行する場合に限り、本人のみ適用となります。

手荷物運賃

	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
受託手荷物	270円	270円	520円
自転車・軽車両	340円	340円	680円
原動機付自転車 (125CC未満)	670円	670円	1,360円
自動二輪 (750CC未満)	1,000円	1,000円	2,040円
自動二輪 (750CC以上)	1,330円	1,330円	2,720円

・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。

自動車運賃

事前の予約が必要になりますので、受付時間内に乗船する各代理店で予約を行ってください。

	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
3m未満	5,330円	5,330円	10,660円
3m以上～4m未満	6,660円	6,660円	13,320円
4m以上～5m未満	7,980円	7,980円	15,980円
5m以上～6m未満	10,660円	10,660円	21,310円
6m以上～7m未満	13,310円	13,310円	26,620円
7m以上～8m未満	15,990円	15,990円	29,290円
8m以上～9m未満	18,660円	18,660円	32,380円
9m以上～10m未満	21,320円	21,320円	34,650円
10m以上～11m未満	23,940円	23,940円	39,850円
11m以上～12m未満	26,560円	26,560円	45,080円



生活環境

・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。

●宮之浦港

宮之浦代理店:屋久島海陸運輸株式会社

予約受付時間 7:00~16:00

予約、お問合せ:☎0997-42-0140

●口永良部港

口永良部港代理店:有限会社久木山運送

予約受付時間 8:00~17:00

予約、お問合せ:☎0997-49-2570

●島間港

島間港代理店:船川運送

予約受付時間 偶数日:13:45~14:30

奇数日: 9:45~10:30

(ドック入り等の運休時を除く)

予約、お問合せ:☎090-4771-3417

指定金融機関

➡ 会計課

「指定金融機関」の設置は、町の公金の取扱いが迅速かつ的確に行われるように、公金の取扱事務を金融機関に委託するものです。

本町においても、住民サービス向上のため「種子屋久農業協同組合」を指定金融機関として指定し、町内の他の金融機関を収納代理金融機関として指定します。

なお、詳しくは本庁会計課にお問い合わせください。

納入

口座振替

町税や町営住宅使用料などの納入については、金融機関等にあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。

利用申込の手続き等

対象	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料(第1号被保険者)、町営住宅使用料、保育所保育料、水道使用料、電気使用料、農業集落排水使用料	
取扱金融機関等	指定金融機関	種子屋久農業協同組合
	収納代理金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、郵便局
お申込方法	●あなたの預金口座のある金融機関の窓口にて、「通帳」と「通帳にご使用の印鑑」、「納税通知書(納付書)」をお持ちの上、お申し込みください。 ●口座振替の開始は、申し込んでいただいた月の翌月の納期からとなります。一度申込をされますと、翌年度以降も自動的に振替納付となります。	

現金納入

町の発行する納入通知書・納税通知書等に現金を添えて次の金融機関等の窓口で納入できます。

納入場所	種子屋久農業協同組合本所、農協各支所及び役場派出所(本庁)
	役場各出張所
	鹿児島銀行の本支店
	南日本銀行の本支店
	各郵便局
	各集落の徴収嘱託員(電気使用料のみ)

※役場派出所(本庁)での取扱時間は、8:30から15:00までとなります。

スマホアプリ決済・コンビニエンスストアでの支払い

アプリによる支払い

納入先	●au PAY(請求書払い)
	●銀行 Pay(ゆうちょPayなど)
	●J-Coin 請求書払い
	●PayB
	●Pay Pay 請求書払い
	●LINE Pay 請求書払い
	●楽天銀行コンビニ支払いサービス

コンビニエンスストアなどでの支払い

納入場所	町内では、以下のMMK(マルチメディアキオスク)※設置店で納付することができます。
	●エムマート愛子
	●ドラッグストアモリ
	※MMK…バーコードを読み取ることによって収納手続きを行う株式会社しんぎん情報サービスが提供している端末のことで、全国約9,500店舗に設置されています。

※詳しくは、町発行の納付書裏面にてご確認ください。

受領

口座振替

町からの公金は請求書を提出する際に指定された金融機関の預金口座に振り込まれます。

※口座振替にご理解を

指定金融機関制度の運用は、現金による取扱いを少なくすることも目的の一つです。町からの公金を受領される際は、できるだけ債権者(請求者)の預金口座への振り込みによる「口座振替」をご利用ください。





子育て支援

福祉支援課

母子保健サービス

(1) 妊娠・出産

種別	内容	実施場所・申請場所	通知・案内・対象者	問い合わせ先
母子健康手帳交付	妊娠届出をされた方へ母子健康手帳を交付し、各種制度の紹介や健康相談を行います。また、伴走型相談支援事業の面談を行い、経済的支援(5万円支給)の申請手続きをします。	本庁(要予約)	妊娠届出により交付します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900
妊婦健診費用助成事業	妊婦健診が14回受けられる受診票綴(妊婦一般健康診査受診票)をお渡しします。契約医療機関以外で受診した場合は受診料(上限額あり)を払い戻しする制度(償還払い)があります。	本庁 *健診は町の委託契約医療機関で実施	母子健康手帳交付時に受診票綴を交付します。	
妊婦全戸訪問事業	伴走型相談支援事業の一環として、妊娠中からの切れ目のない支援を目的として妊娠8か月頃の妊婦さんに対して、助産師が全戸訪問します。	本庁 *自宅	対象者:全妊婦 *事前に日程調整の連絡をします。	
妊産婦相談事業	妊産婦を対象に、妊娠や出産に関する相談に対して助産師が電話、面談、家庭訪問等に応じます。	本庁	対象者:妊産婦 *電話でお問い合わせ下さい。	
妊婦・パートナー歯科健康診査	妊婦とそのパートナーの方へ、歯科医院での個別健診の受診券を交付します。	町内の委託契約歯科医療機関	対象者:屋久島町に住居のある妊婦さんとその夫(パートナー) 案内:母子健康手帳交付時に受診票をお渡しします。	
多胎妊婦健康診査支援事業	多胎児を妊娠している妊婦さんへの経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査助成回数14回分に加えて5回分を上限に助成をします。	本庁	対象者:妊婦健康診査受診日に、屋久島町に住居のある多胎妊娠の方で、交付された14回分の妊婦健康診査受診券をすべて利用した妊婦。	
初回産科受診料助成事業	住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対して初回産科受診料の補助や継続的な支援を行います。	本庁	対象者:住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦	
ハローベビー(産前教室)	妊娠中の過ごし方「妊娠中の栄養」など助産師によるテーマに沿ったお話と、妊娠中のお悩みや子育て相談等に応じています。	本庁(要予約)	対象者:妊婦、パートナー *母子健康手帳交付時に計画表をお渡しします。	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで(島内の分娩取扱施設での出産が困難と医師が判断した場合は最寄りの周産期母子医療センターまで)、概ね60分以上の移動が必要な場合の交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費を助成します。(助成額には上限があります)	本庁	対象者:出産前に電話でお問い合わせください。	

(2) 赤ちゃんが生まれてから

種別	内容	申請場所・実施場所	通知・案内・対象者	問い合わせ先
産婦健診費用助成事業	精神的にも不安定になりやすい、産後間もないお母さんのこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等、出産後の切れ目のない支援のため、産婦健診の費用の一部を助成します。契約医療機関以外で受診した場合は受診料(上限額あり)を払い戻しする制度(償還払い)があります。	本庁 *健診は町の委託契約医療機関で実施	母子健康手帳交付時に、2週間と1か月の各1回ずつ合計2回の受診票を交付します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900
新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	助産師または保健師が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て相談を行います。また、伴走型相談支援事業の面談を行い、経済的支援(5万円支給)の申請案内をします。	本庁*自宅	全妊婦とその赤ちゃん*事前に日程調整の連絡をします。	

広告

☐お母さんがイヤイヤ期に疲れている
☐どう叱っていいのかわからない
☐おもちゃを投げる
☐ご飯を立って食べる
☐帰ろうと言っても帰らない
☐スーパーでござる
☐行き渋りがある
☐泣いたら泣き止まない
☐かんしゃくをおこす
☐なかなかハイハイしない
☐離乳食をいつ始めていいかわからない
☐寝ない 寝てもすぐ起きる
 こんなことはありませんか?
 子育て心理学・脳科学の視点から子育てを考えます

おもやいこやくしま

宮之瀬2447-74 0997-42-1152

LINE

Instagram

つばさ薬局

〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 410-214

TEL.0997-49-7700

FAX.0997-49-7701

渡辺歯科医院

歯科医師 渡辺 千栄人

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:30~12:30	●	●	●	●	●	●
午後15:00~18:00	●	●	●	●	●	/

*土曜日は9:30~12:00まで

休診日 土曜午後・日曜・祝日

熊毛郡屋久島町安房304-36

☎0997-46-2515

子育て支援

種別	内容	申請場所・実施場所	通知・案内・対象者	問い合わせ先
産後ケア事業	<宿泊型> 町が契約した助産院(島外)に宿泊して産後ケアを受けます。 <個別型施設利用型> 町が契約した助産院(島外)に日中6時間入所して産後ケアを受けます。 <集団型> 町内の保健センターで開催する産後サロンに参加して産後ケア(ベビーマッサージと離乳食教室)を受けます。 <訪問型> 自宅に訪問して産後ケア(乳房ケア)をうけます。	本庁 *ケアは町の委託契約機関、保健センター、自宅で実施	対象者:屋久島町に住所のある産後1年未満の母親およびその赤ちゃん。(ただし、訪問型は1才6か月未満の母親が対象) *利用希望される方は申請が必要です。	
新生児聴覚検査費用助成事業	新生児聴覚検査が受けられる受診票をお渡しします。契約医療機関以外で受診した場合は受診料(上限額あり)を払い戻しする制度(償還払い)があります。	本庁 *健診は町の委託契約医療機関で実施	母子手帳交付時に受診票を交付します。	
未熟児養育医療の給付	出生時体重が2,000g以下、あるいは医師が入院療育を必要と認めた未熟児を対象に医療の給付を行います。 *窓口で申請書・世帯調書を記入していただきます。(所得による自己負担があります。)	本庁	電話でお問い合わせください 持参いただくもの 医師意見書、母子健康手帳、保険証、源泉徴収簿、印鑑	福祉支援課
乳幼児健康診査	1か月児 生後1か月を迎えた赤ちゃんの成長発育等を確認します。契約医療機関以外で受診した場合は受診料(上限額あり)を払い戻しする制度(償還払い)があります。	町の委託契約医療機関	母子手帳交付時に受診票を交付します。(郵送の場合もあります)	
	4-5か月児 身体計測や発達チェック、医師の診察、食事や生活の相談をします。	本庁	個別に通知します。	
	9-11か月児	本庁		
	1歳半児 身体計測や発達・発達チェック、医師及び歯科医師の診察、食事や生活の相談をします。	本庁		
	3歳半児	本庁		
	5歳児 就学期を迎える前に診察や問診を通して5歳児の心身の成長発育を確認します。	本庁	個別に通知します。	
2か月サロン [ゆる〜りサロン]	2か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、ふれあい遊びや、保護者同士が気軽に交流できるサロンです。子育て支援センターへのお出かけのきっかけにぜひご参加ください。	子育て支援センター [ぼかぼかの木]	対象者:2か月の赤ちゃんとその保護者 案内:個別に通知します。	福祉支援課
子育て相談	保健師、助産師、保育士等が、電話、面談、家庭訪問等で子育てにおける困り事等の相談を随時お聞きします。	本庁 子育て支援センター [ぼかぼかの木]	対象者:希望者 *電話等でお申し込み下さい。	福祉支援課 子育て支援センター [ぼかぼかの木]
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児などの支援を行います。	本庁 *自宅	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭で訪問支援が必要な家庭	福祉支援課
乳幼児精密健康診査	乳幼児健康診査で精密な診断が必要と認められる乳幼児に対して「乳幼児精密健康診査受診票」を交付し、受診料金の助成をします。	町の委託契約医療機関	個別に通知します	福祉支援課
発達相談会	お子さまの発育・発達に関わる悩みをお持ちの保護者を対象とした、発達専門の医師、言語聴覚士、心理士、作業療法士、理学療法士等の複数の専門家による個別相談会です。	本庁または子育て支援センター「ぼかぼかの木」	対象者:未就学児とその保護者 *参加希望される方は申込が必要です。	福祉支援課
すまいる歯科健診	1歳、2歳〜2歳半、2歳半〜3歳、3歳、4歳、5歳児を対象に、歯科健診(希望者はフッ素塗布もできます)の受診票を交付します。	町内の委託契約歯科医療機関	案内:予診票を個別に通知します。	福祉支援課
心の健康相談 (ルビナス相談室)	公認心理士が育児不安や不眠など、心に関する相談に対応します。	本庁	電話で予約を受け付けています。	福祉支援課

(3) 妊娠・子育ての手当、助成金等

☎ 福祉支援課 ☎ 0997-43-5900

種別	内容	通知・案内
不妊治療旅費助成事業	●保険適用による特定不妊治療の助成を受けた夫婦を対象に、通院や現地滞在に要する旅費の一部を助成します。	*電話でお問い合わせください。
各種制度	対象者	内容(負担額・助成額)
すこやかベビー 出産祝い金	●1年以上、町内に居住し出産された方(母) (※居住期間が1年未満の場合は、1年経過後に申請していただき支給します。)	●第2子まで1人につき、100,000円 ●第3子以降1人につき、200,000円
児童手当	●<令和6年9月まで> 中学校終了前(15歳に達した日以後の最初の3月31日)までの間にある児童を監護している方 (※所得による制限があります。)	(月額・一人につき) ●3歳未満 一律15,000円 ●3歳以上小学校終了前10,000円 ●第3子以降 15,000円 ●中学生 一律10,000円
	●<令和6年10月以降> 18歳に達した以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している方	(月額・一人につき) ●3歳未満 第1、2子 15,000円 第3子以降 30,000円 ●3歳〜18歳の年度末 第1、2子 10,000円 第3子以降 30,000円 ※変更となる場合があります。

各種制度	対象者	内容(負担額・助成額)
児童扶養手当	●18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が婚姻を解消した児童等【父または母(死亡・障害・生死不明・未婚)父または母から1年以上遺棄されている・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた・父又は母が法令により1年以上拘禁されている】児童を監護している母又は父、又は児童を監護し生計を同じくする療育者の方(※所得による制限があります)ただし、上記の場合でも手当を受給できない場合があります。	(月額)●児童1人の場合 全部受給45,500円 一部受給45,490円～10,740円 ●2人目の場合 全部受給10,750円 一部受給10,740円～5,380円 ●3人目以降1人につき 全部受給6,450円 一部受給6,440円～3,230円 <令和6年11月分から> ●児童3人目以降1人につき児童2人目と同額での支給 ●所得制限限度額(収入ベース前年の所得に基づき算定) 全部支給(2人世帯) 190万円(令和6年10月まで160万円) 一部支給(2人世帯) 385万円(令和6年10月まで365万円) ※所得制限について、一例であり扶養人数等により変動します。 ※変更となる場合があります。
子ども医療費助成事業	●18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者の診療に対する医療費(※申請が必要です)	●保険診療に係る自己負担額
ひとり親家庭等医療費助成事業	●18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある児童(障害がある場合は20歳未満)を扶養するひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童(※所得による制限があります。)	●保険診療にかかる自己負担額の全額を助成
母子父子寡婦福祉支援金	●配偶者のない方で、現に20歳未満の児童を扶養している方 ●父母のない児童及び配偶者のない方が扶養している児童 ●寡婦及び40歳以上の配偶者のない母子 ※相談窓口 屋久島保健所(☎0997-46-2024)	●事業開始、修学、生活などの目的に応じて12種類に分かれており、資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期限、利率等が異なります。

各種予防接種

➡ 健康長寿課

乳幼児期の予防接種

【個別接種】…予診票を同封し個別に通知します。医療機関で行います。

種別	対象年齢	望ましい接種年齢	回数	備考
四種混合 ジフテリア 百日ぜき 破傷風 ポリオ	1期	初回 生後3～12か月	3回	
	追加	生後3～90月未満児 初回終了後12月～18月に達する期間	1回	
二種混合 ジフテリア 破傷風	2期	11歳以上13歳未満 11歳～12歳	1回	
MR 麻しん 風しん	1期	生後12～24か月未満児 生後12～15か月	1回	
	2期	小学校就学前1年間にある幼児 5～7歳未満	1回	
日本脳炎	1期	初回 生後6～90か月未満児 3～4歳に達するまで	1～4週の間隔を おいて2回	
	追加	生後6～90か月未満児 4～5歳に達するまで	1期初回終了後、 概ね1年後に1回	
	2期	9歳以上13歳未満 9～10歳に達するまで		
ヒブ	生後2月以上60月に 至るまで	生後2月～7月に至るまで 間隔 初回:27日(医師が認める場合は 20日)～56日 追加:初回終了後7月～13月	初回3回 追加1回	開始が生後2月～7月に至るま での場合
			初回2回 追加1回	開始が生後7月から12月に至る までの場合
			1回	開始が生後12月から60月に至 るまでの場合
小児肺炎球菌	生後2月以上60月に 至るまで	初回:27日以上 追加:初回の3回目から60日以上	初回3回(生後12 月までに完了) 追加1回	開始が生後2月から生後7月に 至るまでの場合
		初回:27日以上 追加:生後12月以降に、初回の2 回目から60日以上	初回2回(生後12 月までに完了) 追加1回	開始が生後7月から12月に至る までの場合
		60日以上	2回	開始が生後12月から24月に至 るまでの場合
		—	1回	開始が生後24月から60月に至 るまでの場合
子宮頸がん予防	小6～高1相当の女子	13歳となる日の属する年度の初 日から当該年度の末日まで	3回	※ワクチンにより接種間隔が異なります。 ※現在、積極的勧奨をひかえています。

* 契約医療機関以外での接種は、事前の接種依頼申請等により接種費用の補助を受けることができます。

【集団接種】…宮之浦保健センター・尾之間保健センターで行います。

種別	対象年齢	望ましい接種年齢	回数	通知・案内
BCG(結核)	生後1歳に至るまで	生後5月に達した時から8月に達するまで	1回	7～8か月児健診と同時接種。個別に通知します。

任意の予防接種

種別	対象	公費負担	備考
インフルエンザ	●生後6か月以上19歳未満(6か月以上13歳未満は2 回接種。13歳以上19歳未満は1回接種)	1回1,000円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。

保育所(園)

①保育の必要性の認定

保育園、認定こども園、地域型保育の利用を希望する保護者は、その施設を利用するために町の認定を受ける必要があります。

支給 認定区分	年齢	保育の 必要性	教育・保育時間	利用できる 施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日4時間を標準)	認定こども園
2号認定			保育標準時間 (1日最長11時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 (1日最長8時間)	保育所 認定こども園 小規模保育等

②「1. 保育の必要性の認定」のうち2号認定又は3号認定を受けるためには、次の9つの事由のいずれかに該当することが必要です。

- (1)月48時間以上の就労
- (2)産前産後(出産予定日の6週間前から8週後の属する月末まで)
- (3)疾病、負傷、精神障害または身体障害(病気や障害等で保育が困難であること)
- (4)同居親族の介護、看護(常時介護、看護が必要であること)
- (5)災害復旧
- (6)求職中(入園後60日以内に就労する必要有)
- (7)就学・職業訓練
- (8)児童虐待・DV
- (9)育休期間中の特例利用(※在園中の子は、育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで(1)～(8)の事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができる)

認可保育所

施設名	所在地	電話番号
なかよし保育園	屋久島町宮之浦2485番地101	0997-42-0800

認定こども園

施設名	所在地	電話番号
ゆかり幼稚園 どんぐりの森 保育園	屋久島町宮之浦 2472番地9	0997-42-0419

施設名	所在地	電話番号
すみれ子ども園	屋久島町安房152番地1	0997-46-2526
安房保育園	屋久島町安房2359番地14	0997-46-3139
あゆみの森 こども園	屋久島町尾之間332番地1	0997-47-2226

地域型保育(小規模保育)

施設名	所在地	電話番号
マンマハウス	屋久島町宮之浦2351番地20	0997-42-2562

※申込期限がありますので早めにお問い合わせください。

こども誰でも通園制度(仮称)について

月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付→「こども誰でも通園制度(仮称)」が令和8年度から実施予定。

- 目的
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備すること
- 対象
0歳6か月から満3歳未満
- 利用枠
月一定時間(未定)
- 就労要件
なし

保育料について

保育料は、市町村民税所得割額で料金を決定しています。
4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当該年度分の市町村民税により保育料が決まります。

幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するこどもたちの利用料が無償化されています。
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもたちも対象になります。

～家庭的で愛情あふれる認定小規模保育所～

マンマハウス

TEL/FAX 0997-42-2562
<http://manma-house.net/>
一時預かり可能

- 産前産後ヘルパー事業
- RTA 指定スクール
- Hug Hug
- ベビースキンケア教室等

宮之浦 2351-20

学校法人ゆかり文化学園

認定こども園 **ゆかり幼稚園・どんぐりの森保育園**

屋久島町宮之浦 2472-9 TEL 42-0419 FAX 42-1360

自然と触れあい、
伸び伸びと育ち、
心のやさしい
子どもを育てる。

学校法人知竹学園 認定こども園

すみれこどもえん

子ども一人ひとりが
主役の園

子ども一人ひとりがかけがえのない存在
子ども一人ひとりの無限の可能性を信じ
社会に羽ばたく子どもたちの
人間的基礎を育む

屋久島町安房 152-1
TEL/FAX 0997-46-2526

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するこどもたち

- 対象となる施設・事業
幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)
※幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間
満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯のこどもたちと全ての世帯の第3子以降のこどもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子供たち

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 無償化となる利用料
 - ・幼稚園の預かり保育…幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1.13万円
 - ・認可外保育施設等…3歳から5歳までのこどもたち
月額3.7万円まで
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもたち
月額4.2万円まで
- ※認可外保育施設等:認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

幼稚園等

幼稚園

教育総務課

幼稚園は、小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた「学校」です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的(学校教育法第77条)」としています。ただし、小中学校のような義務教育機関ではありません。

(1)入園の条件

満3歳から小学校就学前までの幼児

(2)保育時間

月曜日から金曜日

9:00から(4時間が標準とされています。)

(3)申込み

幼稚園名	所在地	電話番号
八幡幼稚園	屋久島町平内444番地1	0997-47-2427

幼児学級

社会教育課

幼児学級は、永田、口永良部の公民館に設置され、実生活に必要な教養等を身につけさせることなどを目的としています。

(1)入園の条件

満3歳から小学校就学前までの幼児

(2)保育時間

月曜日から金曜日

9:00から16:00まで

(3)申込み

保育園名	所在地	電話番号
永田幼児学級	屋久島町永田2947番地	0997-45-2281
口永良部幼児学級	屋久島町口永良部島1739番地2	0997-49-2255

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成及び児童の福祉を図ることを目的としています。

(1)対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童(特別支援学校も含む。)

(2)申込・町内クラブ一覧

施設名	住所	電話番号
やくしますぎっこくらぶ	楠川1262番地18	42-2041
安房児童クラブ	安房144番地4	47-1007
クローバー	宮之浦2472番地9	42-0419
学童保育と学習塾のてとて	小瀬田849番地18	070-2223-4563
山ん子の舎	原914番地19	080-5152-3528
ジョイナス	安房152番地1	46-2526

(令和6年4月時点予定)

広告

学校法人 光の子ども自然学園

ひとりひとりを受け止める保育
自己を発揮しあい、他者を受け入れる力を培う保育
森の活動を中心とした野外保育
創作を中心とした表現保育

あゆみの森こども園
AYUMI NO MORI KODOMO EN

屋久島の豊かな自然と共に育つ

熊毛郡屋久島町尾之岡 332-1
TEL0997-47-2226
ayuminomori1@gmail.com

社会福祉法人 明星会

幼保連携型認定こども園

安房保育園

屋久の子どもと心を育む。
屋久島町安房 2359-14
TEL.0997-46-3139
FAX.0997-46-3229

つながる保育
つながる未来へ

社会福祉法人 しやくなげ福祉会

なかよし保育園

屋久島町宮之浦 2485-101
☎0997-42-0800



小学校・中学校

屋久島町立小学校一覧

学校名	所在地	電話番号	通学区
永田小学校	屋久島町永田 2947番地	45-2271	永田
一湊小学校	屋久島町一湊 488番地1	44-2130	吉田、一湊、志戸子
宮浦小学校	屋久島町宮之浦 2437番地1	42-0017	宮之浦、楠川、柳川
小瀬田小学校	屋久島町小瀬田 1436番地88	43-5050	小瀬田、長峰
金岳小学校	屋久島町口永良 部島656番地	49-2141	口永良部島(本村、 湯向)
安房小学校	屋久島町安房 1264番地7	46-3162	永久保、船行、松峯、 安房、春牧、平野
神山小学校	屋久島町原 3番地1	47-2201	高平、麦生、原、尾之 間
八幡小学校	屋久島町平内 444番地1	47-2202	小島、平内、湯泊
栗生小学校	屋久島町栗生 2270番地1	48-2010	中間、栗生

屋久島町立中学校一覧

学校名	所在地	電話番号	通学区
中央中学校	屋久島町宮之浦 2439番地3	42-0049	永田、吉田、一湊、志 戸子、宮之浦、楠川、 柳川、小瀬田、長峰
金岳中学校	屋久島町口永良 部島656番地	49-2141	口永良部島(本村、 湯向)
安房中学校	屋久島町安房 2371番地67	46-3262	永久保、船行、松峯、 安房、春牧、平野
岳南中学校	屋久島町小島 63番地23	47-2200	高平、麦生、原、尾之 間、小島、平内、湯 泊、中間、栗生

遠距離通学補助等

小中学生

スクールバスが運行している学校及び地区

※がついている地区は一部対象となる地区です。

学校名	対象地区等
一湊小学校	吉田、一湊※、志戸子
宮浦小学校	宮之浦※、楠川、柳川
小瀬田小学校	長峰
安房小学校	永久保、船行、春牧※、平野
神山小学校	麦生、高平、尾之間※
八幡小学校	小島※、平内※、湯泊
中央中学校	永田、吉田、一湊、志戸子、宮之浦※、長峰、小瀬 田、柳川、楠川
安房中学校	永久保、船行、松峯※、春牧、平野
岳南中学校	高平、麦生、原、尾之間※、平内※、湯泊、中間、栗生

定期券補助

スクールバスが運行していない地区で、通学距離が2km以上ある児童については、通学バス用の定期券を交付します。

高校生

学校名	対象地区等	分担金
屋久島高等学校	永田～志戸子地区・ 柳川～栗生地区	全区間一律料金 1ヶ月4,000円

奨学金制度

高校以上の教育を受けようとする方で、学業及び人物が優良で学資の貸与が必要なときは、屋久島町育英奨学金制度を活用することができます。(その他各団体の育英奨学資金制度もあり活用することができます。)

屋久島町育英奨学資金制度について

貸与資格

屋久島町内に3年以上在住している者の子弟で、かつ学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難であるもの。

奨学生の種類・貸与月額

	種類	貸与月額
1	屋久島高等学校へ在学している者、又はしようとする者	10,000円
2	屋久島高等学校以外の高等学校及び高等専門学校に在学している者、又はしようとする者	20,000円
3	大学並びにこれに準ずる学校等に在学している者、又はしようとする者	30,000円

貸与期間及び返還

(1)貸与期間

貸与を決定した月から貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

(2)返還

卒業の日から起算して6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から次表に掲げる期間内にその金額を月賦、半年賦、年賦で返還するものとする。

区分	期間
高等学校在学中に貸与を受けた者	6年
高等専門学校在学中に貸与を受けた者	8年
大学在学中に貸与を受けた者	8年
高等学校、又は専門学校及び大学の在学期間を通じて貸与を受けた者	10年

申請手続き

町が定める期間に必要な書類を添えて、役場または在学する学校長(町内中学校及び屋久島高等学校に限る。)へ提出してください。

詳しくは、教育委員会教育総務課にお問い合わせください。

社会教育・社会体育事業

社会教育課

各種大会等

区分	開催予定月日	会場
ふるさとを想う二十歳の集い	1月3日	●開催場所は、参加予定者及び内容に応じて検討し、収容可能な町内施設で実施する。
生涯学習大会	2月	●開催場所は、内容に応じて検討し、役場本庁(小瀬田)又は屋久島離島開発総合センター(宮之浦)で実施する。
ドラゴンボート大会	8月	●開催場所は宮之浦川で実施する。
町民体育祭	10月	●開催については、運営委員会及び実行委員会において決定する。
町駅伝競走大会	11月	●開催については、運営委員会及び実行委員会において決定する。

図書室

名称	屋久島町教育委員会宮之浦図書室	屋久島町教育委員会尾之間中央公民館図書室
所在地	屋久島町宮之浦1593番地	屋久島町尾之間80番地
開室時間	10:00から18:00まで	10:00から18:00まで
休室日	毎週月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)月末の平日最終日(蔵書点検日)	
巡回図書車	火曜日～金曜日(各地区を週1回巡回) □永良部島については、年1～2回	

初めて利用する方

図書カードを作成していただきます。

「利用者登録等申込書・変更届」に必要事項を記入の上、提出してください。(身分証明書を用意してください。)

体育施設等

各種体育施設等の利用は、教育委員会社会教育課に申請を行ってください。最寄りの各出張所でも申請書類を提出できます。

※詳しくは、教育委員会社会教育課(☎0997-43-5900)にお問い合わせください。

※体育施設等については、61ページをご覧ください。

借りるとき

借りたい本を「図書カード」と一緒にカウンターに出してください。

種類	貸出冊数	貸出期間
本	10冊	14日以内

※町の図書室に借りたい本がない場合は、県立図書館から借用し希望者へ貸出できる場合があります。希望される方は、図書室職員へお申し出ください。

返すとき

本は各図書室又は返却ボックスに返却してください。図書カードは必要ありません。

※詳しくは、教育委員会社会教育課にお問い合わせください。



教育



観光関係

観光まちづくり課

観光協会

屋久島観光協会は、屋久島・口永良部島の観光事業の発展、推進のために一体的な取り組みを行っています。
屋久島観光協会 ☎0997-46-2333

農業委員会

農業委員会

- 農地を売買、貸借若しくは農地以外に転用する場合は、農地法による許可が必要です。申請から許可までに時間がかかりますので早めに相談してください。
- ※ 農地の転用等については、農業委員会にお問い合わせください。

産業振興課について

産業振興課

屋久島町の産業振興については、産業振興課までお問い合わせください。

係名	目的及び概要等
農政係	● 農業振興に関すること ● 農業振興地域整備計画に関すること ● 人・農地プランに関すること
農政係(畜産担当)	● 畜産振興に関すること ● 養蜂に関すること
技術支援係	● 農業の技術支援に関すること ● 農家の経営指導に関すること ● 営農相談(新規就農者等)に関すること
技術支援係(畜産担当)	● 畜産の技術支援に関すること ● 町営牧場の管理運営に関すること
産業振興係	● 林業振興に関すること ● 水産振興に関すること ● 商工業振興に関すること ● 有害鳥獣に関すること ● 雇用・労働に関すること

認定農業者支援補助

認定農業者、認定新規就農者の経営改善を支援するため、経営改善計画に沿った事業に要する費用の一部を補助。

農林漁業後継者修学研修資金貸付制度

将来、農林漁業後継者として、修学、研修しようとする者に修学研修費を貸付。

農林漁業後継者育成資金貸付制度

農林漁業後継者を育成するため、住宅資金、結婚資金、機械器具等取得資金等を貸付。

島内産材需要拡大対策事業補助金

島内で木造住宅等の新築・増改築を行う際に島内産材を使用すると、使用量に応じて補助金を交付。

林業担い手確保・育成補助

林業の担い手確保及び育成のため、島外で行われる林業に関する各種研修及び資格取得等に要した費用の一部を補助。

商工業安定資金貸付制度

商工業の安定化と振興に寄与することを目的に、商工業者に資金を貸付。

特産品等販路拡大補助

特産品等の販路拡大を目的に、島外での商品の販売・PRまたは商談を実施するための旅費の一部を補助。



雇用保険失業認定と求職申込(取次)

屋久島町を管轄している職業安定所はハローワークくまげ(所在地:西之表市)になります。島内にはありませんので、ハローワークから許可を得て、雇用保険失業認定につきましては、産業振興課で行っています。

求人情報誌のご案内と求職申込の取次業務は、産業振興課及び各出張所で行っています。

また、受給資格決定についても、平成27年10月1日より安房出張所にて受付ができるようになり、オンライン会議システムを活用し、資格決定ができるようになりましたので、ハローワークくまげ(西之表市)へ出向く必要がなくなりました。

雇用保険資格決定について

退職後、ハローワークくまげへご連絡してください。
(☎0997-22-1318)

ハローワークより、受給手続きに必要な書類のご案内がありますので、つぎのものをご持参のうえ屋久島町役場(安房出張所内ハローワーク委託職員)にて手続きをお願いします。

- ・離職票1、2
 - ・名前、生年月日、住所が確認できるもの
(免許証1点または住民票、国民健康保険証、マイナンバーカードなどの2点)
 - ・印鑑(シャチハタ以外)
 - ・写真(たて3cm、横2.5cm)2枚
 - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
 - ・ご自分名義の通帳
 - ・再就アンケート
 - ・求職票
 - ・延長している方は、延長通知書、母子手帳、病状証明書
- 受付日より、資格決定日、時間をご案内いたします。
オンライン会議システムにより、ハローワーク熊毛の職員と一人ずつ面談します。資格決定されましたら、次の失業認定への案内があります。

雇用保険失業認定の取次

退職後、ハローワークくまげで雇用保険の失業手当等の受給資格決定をされた後の失業認定の取次業務を産業振興課で行います。(基本手当、特例一時金、高年齢求職者給付金の受給資格決定後の認定。)

※指定された日時にお越しください。

求職申込の取次

ハローワークに登録されていない方(ハローワークカードや雇用保険被保険者証、受給資格者証のいずれかをお持ちでない方)で求人情報誌に掲載されている事業所の紹介状をご希望の場合は求職申込が必要になります。

- 求職申込方法:産業振興課で求職申込書を記入し提出していただきます。紹介状ご希望の方は提出時に事業所名等を教えてください。

※特に紹介状が必要でない場合でも、求職申込しハローワークから求人情報の提供を受けられます。





議会・選挙

議会

議会事務局

屋久島町議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき、長(執行機関)と対等な立場で施策の審議、決定を行う機関です。

定例会と臨時会

町議会には、年4回定期的に開催される「定例会」(3月・6月・9月・12月)と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

本会議

定例会及び臨時会において、本会議場で審議する会議をいいます。

本会議では、提出された議案の審議や町政の行財政運営などをただす一般質問をはじめ、住民の意思が反映されるよう重要な案件について決定が行われます。

本会議の映像を、YouTubeで配信(録画)しています。

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

委員会は、本会議での審議を更に詳しく調査、審議を行うために開かれます。

請願と陳情

請願は、町政等に関する町民の皆さんの要望について、議員の紹介を経て議会に提出をするもので、その内容を審議し、採択されればその実現を町長等に要請します。

これに対し、陳情は議員の紹介は必要ありませんが、取扱いにおいて若干の差異があります。

本会議・委員会の傍聴

本会議は、マナーを守っていただければどなたでも傍聴できます。議場入り口で受付票に氏名等を記入して傍聴してください。

委員会の傍聴は、委員長長の許可が必要です。希望される方は事前に議会事務局までお問い合わせください。

選挙

本庁舎:選挙管理委員会

選挙管理委員会は各種選挙について投開票事務を行い、公明かつ適正に選挙が執行できるよう管理を行う機関です。

また、委員は町議会の議員の選挙で選ばれ、委員数は4名、任期は4年です。

定例会・臨時会

毎月1回開催する定例会と選挙時などに開催する臨時会は、選挙人名簿の登録及び登録の抹消や選挙に伴う各種告示などの内容を決定するものです。

選挙の種類

～国政選挙～

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ○衆議院議員総選挙
任期4年(解散あり) | 小選挙区選挙
比例代表選挙 |
| ○参議院議員通常選挙
任期6年
(3年毎に半数改選) | 選挙区選挙
比例代表選挙 |

～地方選挙～

- 鹿児島県知事・県議会議員選挙
 - 屋久島町長・町議会議員選挙
- それぞれ任期4年

投票について

選挙ごとに1人につき、1枚の入場券を発送します。

投票日に投票に行けない方は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの間、下記の方法で投票できます。

○期日前投票

屋久島町の期日前投票所において、投票日と同じ方法で投票を行う仕組みです。

○不在者投票

選挙期間中、滞在先の市区町村選挙管理委員会において投票を行う仕組みです。また、県の指定した施設(病院等)に入院している方などは、その施設内で不在者投票ができます。





管内公共施設

主要公共施設一覧

役場・出張所

施設名	所在地	電話番号
屋久島町役場(本庁)	小瀬田849番地20	43-5900
宮之浦出張所	宮之浦1593番地	43-5900
尾之間出張所	尾之間101番地	43-5900
安房出張所	安房187番地1	43-5900
永田出張所	永田1247番地1	49-6463
口永良部出張所	口永良部島372番地	49-2100
栗生出張所	栗生1743番地	48-2231

保健センター

施設名	所在地	電話番号
宮之浦保健センター	宮之浦1593番地	43-5900
尾之間保健センター	尾之間101番地	43-5900

診療所

施設名	所在地	電話番号
屋久島町永田へき地出張診療所	永田1247番地1	45-2273
屋久島町口永良部島へき地出張診療所	口永良部島533番地1	49-2119
屋久島町栗生診療所	栗生1743番地	48-2103

衛生施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島クリーンサポートセンター(ごみ処理施設)	宮之浦1312番地21	49-1918
屋久島クリーンセンター(し尿処理施設)	小瀬田469番地45	43-5460
屋久島町斎場	安房2745番地110	46-2907

警察署・消防署

施設名	所在地	電話番号
熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	宮之浦1593番地3	42-0119
熊毛地区消防組合屋久島南分遣所	尾之間156番地	47-2125
屋久島警察署	安房304番地42	46-2110
宮之浦交番	宮之浦288番地6	42-0002
尾之間駐在所	尾之間272番地3	47-2017
栗生駐在所	栗生1165番地3	48-2032

国・県機関

施設名	所在地	電話番号
鹿児島県方法務局屋久島出張所	宮之浦1593番地2	42-0061
屋久島簡易裁判所	宮之浦2445番地18	42-0014
屋久島測候所	小瀬田310番地1	43-5320
宮之浦港管理事務所	宮之浦1208番地1	42-0169
鹿児島県屋久島合同庁舎熊毛支庁屋久島事務所	安房650番地	46-2211
保健福祉環境課(屋久島保健所)	//	46-2024

施設名	所在地	電話番号
農林普及課	安房650番地	46-2236
屋久島環境文化村センター	宮之浦823番地1	42-2900
屋久島環境文化研修センター	安房2739番地343	46-2900
環境省自然環境局屋久島自然保護管事務所(屋久島世界自然遺産センター)	安房2739番地343	46-2992
屋久島森林管理署	安房166番地5	46-2111
屋久島森林生態系保全センター	宮之浦1577番地1	42-0331
宮之浦森林事務所	宮之浦2395番地19	42-0256
小瀬田森林事務所	宮之浦2395番地19	42-0032
船行森林事務所	安房2372番地	46-2144
春牧森林事務所	安房2372番地	46-2009
栗生森林事務所	栗生1140番地4	48-2004

文化施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593番地	43-5900 利用許可の申請は、地域住民課へお問い合わせください。
屋久島町総合センター	安房187番地1	
屋久島町歴史民俗資料館	宮之浦1593番地	42-1900
屋久杉自然館	安房2739番地343	46-3113

図書館

施設名	所在地	電話番号
屋久島町教育委員会宮之浦図書室	宮之浦1593番地	43-5900
屋久島町教育委員会尾之間中央公民館図書室	尾之間80番地	43-5900

体育施設

施設名	所在地	電話番号
体育館	宮之浦体育館 安房体育館	宮之浦2482番地1 安房304番地1
運動場	宮之浦陸上競技場 健康の森公園陸上競技場	宮之浦2482番地1 安房2740番地1
野球場	宮之浦野球場 安房野球場	宮之浦2482番地1 安房2371番地67
テニスコート	宮之浦テニスコート 健康の森公園テニスコート	宮之浦2482番地1 安房2740番地
弓道場	健康の森公園弓道場	安房2740番地1
多目的広場	町民すこやかふれあいセンター	尾之間165番地1 43-5900(福祉支援課)

農業関係施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島町営農業支援センター	麦生898番地2	
宮之浦活性化施設	宮之浦2204番地4	
長峰農産物加工施設	小瀬田776番地8	
まごころ市ぼん・たん館	麦生898番地2	47-2557
栗生ふれあい加工センター	栗生2930番地3	48-2340



各種団体等

施設名	所在地	電話番号
屋久島町社会福祉協議会本所	宮之浦2467番地19	42-2711
屋久島町社会福祉協議会尾之間支所	尾之間459番地1	47-3232
種子屋久農業協同組合	尾之間351	47-2211
屋久支所		
上屋久支所	宮之浦2377番地1	42-1000
屋久島町商工会 宮之浦本所	宮之浦288番地1	42-0159
屋久島町商工会 安房支所	安房168番地	46-2137
屋久島土地改良区	麦生809番地15	47-3076
屋久島漁業協同組合本所	安房136番地	46-3116
屋久島漁業協同組合 上屋久支所	一湊254番地	44-2011
屋久島漁業協同組合 栗生出張所	栗生1249番地	48-2014
屋久島森林組合	宮之浦277番地29	49-1010
屋久島観光協会	安房187番地1	46-2333

公民館・生活館等

施設名	所在地	電話番号
屋久島町永田公民館	永田1228番地2	45-2270
屋久島町吉田生活館	吉田74番地	44-2834
屋久島町一湊公民館	一湊348番地1	44-2034
屋久島町志戸子公民館	志戸子72番地1	42-0024
屋久島町宮之浦公民館	宮之浦177番地4	42-0071
屋久島町楠川公民館	楠川191番地	42-1357
屋久島町楠川生活館	楠川1480番地1	43-5210
屋久島町小瀬田公民館	小瀬田13番地11	43-5247
屋久島町長峰生活館	小瀬田776番地7	43-5165
屋久島町口永良部島 へき地保健福祉館	口永良部島656番地1	49-2255
屋久島町口永良部島 湯向公民館	口永良部島1739番地8	
屋久島町尾之間 中央公民館	尾之間80番地	43-5900 (社会教育課)
屋久島町永久保生活館	船行1045番地103	46-3813
屋久島町船行公民館	船行9番地2	46-3733
屋久島町松峯生活館	安房1430番地20	46-3854
屋久島町安房地区公民館	安房152番地2	46-2513
屋久島町春牧へき地 保健福祉館	安房2384番地5	46-2938
屋久島町平野公民館	安房2617番地205	46-3850
屋久島町高平公民館	麦生318番地134	
屋久島町麦生観光 農林漁業経営管理施設	麦生719番地1	47-2903
屋久島町原公民館	原367番地1	47-3836
屋久島町尾之間 自然休養村管理センター	尾之間284番地	47-2134
屋久島町小島観光 農林漁業経営管理施設	小島17番地11	47-1180
屋久島町平内生活館	平内460番地20	47-2953
屋久島町湯泊生活館	湯泊8番地	48-2806
屋久島町中間公民館	中間703番地	
屋久島町栗生生活館	栗生1735番地	48-2807

給食センター・共同調理場

施設名	所在地	電話番号
屋久島町学校給食センター	宮之浦2437番地1	42-0402
屋久島町金岳小中学校 共同調理場	口永良部島555番地	49-2131
屋久島町学校給食東部 地区共同調理場	安房1264番地7	46-3350
屋久島町学校給食西部 地区共同調理場	栗生2270番地1	48-2211

私立保育園

施設名	所在地	電話番号
なかよし保育園	宮之浦2485番地101	42-0800

町立幼稚園

施設名	所在地	電話番号
八幡幼稚園	平内444番地1	47-2427

認定子ども園

施設名	所在地	電話番号
ゆかり幼稚園	屋久島町宮之浦 2472番地9	42-0419
どんぐりの森保育園		
すみれ子ども園	屋久島町安房152番地1	46-2526
安房保育園	安房2359番地14	46-3139
あゆみの森こども園	屋久島町尾之間332番地1	47-2226

小学校

施設名	所在地	電話番号
永田小学校	永田2947番地	45-2271
一湊小学校	一湊488番地1	44-2130
宮浦小学校	宮之浦2437番地1	42-0017
小瀬田小学校	小瀬田1436番地88	43-5050
金岳小学校	口永良部島656番地	49-2141
安房小学校	安房1264番地7	46-3162
神山小学校	原3番地1	47-2201
八幡小学校	平内444番地1	47-2202
栗生小学校	栗生2270番地1	48-2010

中学校

施設名	所在地	電話番号
中央中学校	宮之浦2439番地3	42-0049
金岳中学校	口永良部島656番地	49-2141
安房中学校	安房2371番地67	46-3262
岳南中学校	小島63番地23	47-2200

高等学校

施設名	所在地	電話番号
屋久島高等学校	宮之浦2479番地1	42-0013



葬儀について

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近は死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

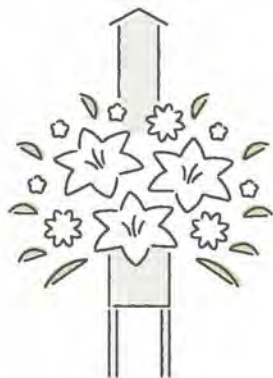
弔事の流れ



※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



法華宗 本門流
えい しょう じ
永昌寺
住職 打上 永照
お葬式 年忌 法事
お気軽にご相談ください
屋久島町原113
TEL.0997-47-3325

浄土真宗 本願寺派
大照寺
住職 田嶋 弘典
仏事、年忌法要など
お気軽にご相談ください
屋久島町栗生1284
TEL.0997-48-2477



中小企業サポーター宣言 屋久島町商工会

商工会は、小規模事業者に寄り添い、
地域経済の維持に繋がる支援(いつでも相談)できる団体です。

経営支援

商工会では、事業者の皆様に対し様々な面から経営支援を行っています。
相談は、原則無料ですので、ほんのちょっとしたことで、どうぞお気軽にご相談下さい。

経営指導

事業者の皆様の経営改善や事業発展を、経営指導員がサポートいたします。

◆事業資金を借りたい。 ◆税金のことがよくわからない。

◆お店を引き継ぎたい。 ◆経営革新を図りたい。

などなど、様々なご相談に対応できる体制を整えております。
商工会事務所での相談はもちろん、皆様の事業所を訪問する巡回指導も行っております。時間がない等の理由で、ご相談をためらわれている方も、この巡回指導を是非ご活用下さい。

専門家の派遣制度(エキスパートバンク)

相談内容に応じまして、鹿児島県商工会連合会で選定登録したエキスパート(専門家)が皆様の事業所に直接お伺いし、より具体的かつ実践的な専門家のアドバイスを受ける制度もございます。

◆就業規則の見直し ◆店舗レイアウトの改善 ◆品質管理の導入

各種補助事業の指導

販路開拓に資する補助金である小規模事業者持続化補助金をはじめ経営力アップ・売上アップに繋がる補助金がありますのでご確認して是非ご活用下さい。

屋久島町商工会

宮之浦本所

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦288-1
TEL 0997-42-0159 FAX 0997-42-0605

安房支所

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房168
TEL 0997-46-2137 FAX 0997-46-3267

屋久島観光協会

観光協会は、屋久島・口永良部島及びその周辺海域の自然と、この地域に生活する人々によって培われてきた伝統文化を、類い希な観光の資源として認識し、伝統文化の振興と将来にわたっての自然環境の保全を図りながら、これらを生かした観光事業の推進に努め、もって屋久島・口永良部島観光の末永い持続的な繁栄、地域の経済及び文化の発展並びに地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とし、観光客の誘致促進及び観光客受入体制の強化に関する事業、観光資源たる自然環境の保全及び観光地の整備・美化維持に関する事業、その他目的を達成するために必要な事業、収益事業を行っております。

屋久島観光協会 事務局兼安房案内所(屋久島町総合センター内)

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房187-1
TEL 0997-46-2333 FAX 0997-46-2225

空港案内所

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田310-1
TEL 0997-49-4010 FAX 0997-49-4011

宮之浦案内所(屋久島環境文化村センター内)

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
TEL 0997-42-1019





医療機関リスト

病院・診療所リスト

※五十音順

名 称	所在地	電話番号
1 屋久島町 口永良部へき地出張診療所	〒891-4208 屋久島町口永良部島533-1	0997-49-2119
2 小瀬田みんなの診療所	〒891-4207 屋久島町小瀬田849-18	0997-43-5100
3 医療法人悠彩会 仲医院	〒891-4311 屋久島町安房410-158	0997-46-2131
4 屋久島町 永田へき地出張診療所	〒891-4201 屋久島町永田1247-1	0997-45-2273
5 医療法人観音会 屋久島尾之間診療所	〒891-4404 屋久島町尾之間136-6	0997-47-3277
6 屋久島町栗生診療所	〒891-4409 屋久島町栗生1743	0997-48-2103
7 医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院	〒891-4205 屋久島町宮之浦2467	0997-42-2200
8 和田医院	〒891-4205 屋久島町宮之浦217	0997-42-1322
9 やくしま森の診療所	〒891-4311 屋久島町安房2395-1	0997-47-1010

歯科リスト

名 称	所在地	電話番号
1 あらき歯科医院	〒891-4205 屋久島町宮之浦197	0997-42-2248
2 小脇歯科医院	〒891-4311 屋久島町安房739-15	0997-46-3744
3 渡邊歯科医院	〒891-4311 屋久島町安房304-36	0997-46-2515

調剤薬局リスト

名 称	所在地	電話番号
1 つばさ薬局	〒891-4311 屋久島町安房410-214	0997-49-7700
2 調剤薬局風林堂	〒891-4409 屋久島町栗生1751-5	0997-49-8919
3 屋久島マリンバ薬局	〒891-4311 屋久島町安房2387-83	0997-47-1860

編集後記

「屋久島町 暮らしの便利帳」は、屋久島町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として屋久島町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「屋久島町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、屋久島町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「屋久島町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年3月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

屋久島町暮らしの便利帳

令和6年6月発行

発行

屋久島町／株式会社サイネックス



屋久島町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 南九州支店

〒890-0034 鹿児島県鹿児島市田上6丁目8-20

TEL.099-253-6398

※掲載している広告は、令和6年4月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはお遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



自然との調和を目指す 屋久島電工グループ



“屋久島と共に 輝く未来へ”



屋久島電工株式会社

〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 939 番地

TEL0997(42)0111



衣食住、暮らしを支える

ヤクデン商事
株式会社



〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 1009 番地
TEL0997(42)0216

○ライフセンターヤクデン
食料品・日用雑貨
建材等店舗販売
○土木建築総合建設業

TEL0997(42)1501
TEL0997(42)2387
TEL0997(42)0433